

第 10 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成27年3月9日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 10 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成27年3月9日(月曜日)

午前9時59分開議
午前11時31分休憩
午前11時38分再開
午後0時0分休憩
午後1時0分再開
午後2時22分休憩
午後2時31分再開
午後3時10分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第36号 平成27年度熊本県一般会計予算
議案第37号 平成27年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算
議案第41号 平成27年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち
議案第42号 平成27年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち
議案第48号 平成27年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算
議案第49号 平成27年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
議案第51号 平成27年度熊本県電気事業会計予算
議案第52号 平成27年度熊本県工業用水道事業会計予算
議案第53号 平成27年度熊本県有料駐車場事業会計予算
議案第70号 熊本県有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第71号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第72号 熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

- 議案第73号 熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定について
議案第74号 熊本県中小企業従業員住宅貸付条例を廃止する条例の制定について
請第34号 原油価格高騰対策に関する請願
閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

- ①水俣病対策の状況について
- ②熊本県水道ビジョンについて
- ③熊本県産業廃棄物税について
- ④熊本県女性の社会参画加速化戦略の策定について
- ⑤阿蘇採石場の終掘に向けた取組みについて
- ⑥熊本県企業局経営基本計画（第四期）（案）の概要について
- ⑦荒瀬ダム撤去について

出席委員（7人）

委員長	山口	ゆたか
副委員長	橋口	海平
委員	西岡	勝成
委員	城下	広作
委員	鎌田	聡
委員	重村	栄
委員	佐藤	雅司

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長	谷崎	淳一
政策審議監	田代	裕信
環境局長	村山	栄一
県民生活局長	中園	三千代

環境政策課長 正 木 祐 輔
 首席審議員兼
 水俣病保健課長 田 中 義 人
 首席審議員兼
 水俣病審査課長 中 山 広 海
 環境立県推進課長 佐 藤 美智子
 環境保全課長 川 越 吉 廣
 自然保護課長 三 原 義 之
 首席審議員兼
 廃棄物対策課長 坂 本 孝 広
 くらしの安全推進課長 開 田 哲 生
 消費生活課長 前 野 弘
 男女参画・協働推進課長 大 谷 祐 次
 人権同和政策課長 中 富 恭 男
 商工観光労働部
 部長 真 崎 伸 一
 総括審議員兼
 政策審議監兼商工政策課長 高 口 義 幸
 商工労働局長 宮 尾 千加子
 新産業振興局長 奥 藺 惣 幸
 観光交流経済局長 渡 辺 純 一
 商工振興金融課長 伊 藤 英 典
 労働雇用課長 松 岡 正 之
 産業人材育成課長 石 貫 秀 一
 産業支援課長 古 森 美津代
 エネルギー政策課長 村 井 浩 一
 企業立地課長 寺 野 慎 吾
 首席審議員兼
 観光課長 中 川 誠
 国際課長 磯 田 淳
 くまもとブランド推進課長 成 尾 雅 貴
 企業局
 局長 古 里 政 信
 次長兼総務経営課長 五 嶋 道 也
 労働委員会事務局
 局長 白 濱 良 一
 審査調整課長 橋 本 博 之

事務局職員出席者
 議事課課長補佐 小 夏 香

政務調査課課長補佐 春 日 潤 一

午前9時59分開議

○山口ゆたか委員長 おはようございます。
 ただいまから、第10回経済環境常任委員会を
 開会いたします。

まず、本委員会に2名の傍聴の申し出があ
 りましたので、これを認めることとしまし
 た。

本委員会に付託された議案等を議題とし、
 これについて審査を行います。

今回は、各部局ともに相当の量があります
 ので、環境生活部と商工観光労働部、企業
 局、労働局の出席を分けて説明を求めると
 しました。

まず、環境生活部から先に審議を行い、休
 憩を挟みまして、商工観光労働部、企業局及
 び労働委員会の審議が終わった後に、付託議
 案の採決及び請願の審査を行います。

それでは、環境生活部の議案等について執
 行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと
 思います。

なお、審議を効率よく進めるため、執行部
 の説明は着席のまままで簡潔に行ってくださ
 い。

それでは、環境生活部長から総括説明を行
 い、続いて関係課長から順次説明をお願いし
 ます。

○谷崎環境生活部長 おはようございます。
 環境生活部関係の議案の概要につきまして御
 説明を申し上げます。

今回提出しております議案は、予算関係2
 議案、条例等4議案の合計6議案でございま
 す。

まず、第36号議案平成27年度熊本県一般会
 計予算でございますが、幸せ実感くまもと4
 カ年戦略の総仕上げとして、目標達成に向け
 た取り組みへの重点化及び将来の礎を築く取
 り組みを推進するため、総額180億9,600万円

余の予算を計上しております。

その主な内容でございますが、水俣病対策につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく認定業務について、国の対応を踏まえ取り組んでまいります。また、高齢化が進む胎児性・小児性患者の方々が地域で安心して暮らしていただけるよう、福祉サービスの充実に努めてまいります。

次に、活力を創る取り組みのうち、未来型エネルギーのトップランナーの取り組みにつきましては、バイオマスを利活用し、環境への負荷をできる限り少なくした資源循環型社会の構築に取り組んでまいります。

また、日々の生活や企業活動そのものが環境配慮行動となる熊本らしいエコライフが県民運動として広がるよう、県内各地での普及啓発等に取り組んでまいります。

次に、安心を実現する取り組みのうち、人が人として互いに尊重される安全安心な熊本の実現に向けた取り組みにつきましては、全ての人の人権が尊重される社会を実現するために、県内の大学において、就職活動中の学生に対する将来の働き方を考えるセミナー等を行い、若者に対する男女共同参画の意識醸成に取り組みます。

また、さまざまな人権問題を身近に感じていただくように、プロスポーツ団体と連携した取り組みを行うとともに、新たに心の暴力であるモラルハラスメントに対する県民の認知度や関心を高め、その根絶を目指すための広報啓発に取り組んでまいります。

安全安心なまちづくりの推進につきましては、地域防犯リーダーの育成とともに、自治会等が行う防犯カメラ設置への支援などに引き続き取り組んでまいります。

また、交通安全対策につきましては、今議会で自転車の安全で適正な利用に関する条例を提案しておりますが、県民に対するこの条例内容の周知啓発に努めてまいります。

さらに、消費者の暮らしを守るために、各

市と警察署とのさらなる連携推進など、県内それぞれの地域において、消費者被害の防止と早期救済が図られるよう支援するとともに、消費者教育を進めてまいります。

また、多重債務者対策につきましても、債務整理から生活再建までの一貫した支援に引き続き取り組んでまいります。

次に、百年の礎を築く取り組みのうち、悠久の宝の継承の取り組みにつきましては、水の国くまもとを実感できる取り組みを加速化させるために、県民、事業者、市町村、くまもと地下水財団等との協働による地下水保全対策や、熊本の水の魅力を県内外に向けて情報発信するなど、積極的な取り組みを進めてまいります。

また、硝酸性窒素対策としましては、地下水の水質調査を拡充し、グリーン農業等の取り組みの効果を把握、検証することで、その取り組みを推進してまいります。

環境を豊かにするための取り組みにつきましては、水銀フリー社会の早期実現に向け、水銀の使用削減や水銀含有廃棄物の回収、処理など、引き続き県民総参加の取り組みを挑戦的に展開してまいります。

また、環境教育を促進するために、地域資源を活用した環境教育を推進し、ことしの秋に完成予定の産業廃棄物管理型最終処分場エコアくまもとを県北の環境教育の拠点として、環境センターとともに県全体の環境教育の充実に図ってまいります。

グローバルな人材を育成するための取り組みにつきましては、県内の小中学生などを対象に、台湾・高雄市への派遣及び交流を通して、グローバル社会に視野を向けた子供たちの育成に取り組んでまいります。

次に、第49号議案平成27年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算でございますが、チッソ県債に係る元利償還金等の年間所要額として、総額94億3,500万円余の予算を計上してござい

す。

以上が平成27年度当初予算の主な内容でございます。

環境生活部の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして275億3,200万円余となります。

次に、条例関係についてですが、国の法律の一部改正に伴い、関係規定を整備するなど、4件の議案を御提案させていただいております。

そのほか、水俣病対策の状況についてほか3件につきまして、御報告させていただきま

す。

詳細につきましては、関係課長が御説明をいたします。

なお、第70号議案熊本県有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、後ほど企業局のほうから御説明いたしますので、あわせてよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○正木環境政策課長 環境政策課でございます。

当初予算説明資料の2ページをお願いいたします。

一般会計でございます。

まず、1の職員給与費として1億2,642万円余を計上しております。

職員給与費については、各課とも同様の趣旨ですので、この後の各課からの説明は省略させていただきます。

次に、3ですが、水銀フリー推進事業1,367万円余を計上しております。

今年度と同様、情報発信費や水銀研究留学生への奨学金を計上しており、また、水銀の買い取り保管料を計上しております。

なお、水銀フリー関係は、水俣病保健課及び廃棄物対策課においても予算を計上しております。

3ページをごらんください。

チッソ特別会計への繰出金20億円余を計上しております。内容は、次ページ以降で御説明いたします。

4ページをごらんください。以降は特別会計です。

上2段510が、水俣湾公害防止事業に係る県債の元利償還金、下2段511が、患者県債の元利償還金でございます。

5ページをごらんください。

上2段512が、平成7年政治解決時の一時金県債の元利償還金です。

3段目513の特別貸付金ですが、これは、平成12年の閣議了解に基づき、チッソの償還額の一部を県が貸し付けるものでございます。なお、貸付金の財源としては、特別県債を充てており、100%の交付税措置がなされます。

一番下の514及び6ページの1段目の同じく514は、その特別県債の元利償還金でございます。

6ページの下2段515は、水俣病特措法による救済のために発行した一時金県債の元利償還金でございます。財源としては、一般会計からの繰出金を充てており、この部分については、別冊の説明補足資料で補足させていただきますので、そちらをごらんください。

別冊資料をお願いいたします。

この別冊資料の3ページまでは、1月の委員会資料と同様ですので、説明は省略させていただきます。内容としては、チッソから特措法一時金貸し付けを4年間猶予してもらいたいという旨の要請があり、それを受け、国から県にも協力要請があったというものでございます。

その中で、鎌田委員から、猶予が必要な理由を明確にすべきという御指摘をいただき、西岡委員からは、チッソが継続的に患者に対して責任を果たしていくためには、借金返済だけではなく設備投資も必要ではないかという御指摘をいただきました。

そのため、4ページの6で延長を必要とする背景を整理しております。

まず、(1)①ですが、特措法一時金対象者が増加したことでございます。

当初、平成22年に約475億円について財源措置されておりますが、判定が進み、資金が不足するごとに追加で措置され、最終的には約833億円の出資となっております。

次に、②ですが、チッソ、JNCの経常利益が計画よりも大幅に下回ったことです。

平成22年の計画では、上段にあるように160億から165、170、175億と順調に行くことを想定しておりましたが、実績としては、下段にあるように、欧州債務危機などの影響で、平成25年度には91億と、計画のおよそ半分となっております。

次に、(2)ですが、これは、1月に御説明したグラフに患者補償を約20億円、租税公課数億円を加えたものでございます。現状でも、合計額が一部100億円を超えるなど、平成25年度の経常利益91億円を上回っております。

5ページ、(3)でございます。

1つ目の丸が、平成12年の抜本策の中身ですが、その考え方は、西岡委員からも御指摘いただいたように、ある程度設備投資等を行わせることでチッソの経営を安定させ、経常利益の中から確実に患者補償を行わせるというものでございます。

その上で、2つ目の丸ですが、少子化等によって化学製品やおむつの原料などの繊維製品の国内需要に伸び悩みが見られ、海外なども含めて生産体制の再構築をしなければ、現在の利益も維持できないという状況がございます。

また、3つ目ですが、操業100年超の水力発電所等、既存の発電所の老朽化が進んでおり、仮にこのまま改修工事をしなければ、出力の減少や故障のリスクもございます。

これがチッソを取り巻く現在の環境です。

以上の状況から、すなわち特措法一時金対象者の増加、経常利益の半減、補償や返済額を合わせれば100億円を超えること、老朽化した発電所の改修等の設備投資、県財政への影響はないことを踏まえれば、安定した患者補償を維持するためには、今回は国の要請通知に沿って対応することもやむを得ないのではないかと執行部として考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

恐縮でございますが、経済環境常任委員会説明資料のほうにお戻りをいただきまして、7ページのほうをお願い申し上げます。

公害保健費でございますが、右側説明欄にて主なものを御説明いたします。

まず、1の公害被害者救済対策費でございます。

(1)の環境・福祉モデル地域づくり推進事業は、水俣市が行われます慰霊式や津奈木町の交流拠点センターなどに対する補助でございます。

(2)の水俣病関連情報発信支援事業は、水俣市や芦北町によります水俣病の講座や水俣病資料館の展示改修に伴いますパンフレットの作成、関連資料の収集などに対する補助でございます。

(3)の水俣病関連情報発信事業は、水俣病患者の方を国際会議等へ派遣をいたしまして、水俣病の教訓を発信する経費などがございます。

次の8ページのほうをお願い申し上げます。

1つ飛びまして、3の水俣病総合対策事業費でございます。

(1)の水俣病総合対策費等扶助費は、被害者の方々への医療費でございます。

(2)の胎児性・小児性患者等の地域生活支援事業は、胎児性患者の方々の方々の日常生活や社

会参加の支援に要する経費でございます。

(3)の水俣病発生地域リハビリテーション強化等支援事業は、水俣病発生地域の市や町が行われますリハビリ事業に対する補助でございます。

以上、水俣病保健課、合計94億9,000万円余を計上いたしております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課です。

資料の9ページをお願いします。

公害保健費ですが、右側の説明欄をごらんください。

1の公害被害者救済対策費の(1)公害健康被害認定審査会1,419万6,000円をお願いしております。これは、水俣病の認定審査会を運営するための経費です。

次に、(2)水俣病認定検診費7,457万9,000円、これは、認定申請をされている方々に対する医師の検診等に要する経費です。

次に、2の水俣病総合対策事業費のうち、(1)治療研究事業扶助費4,678万円、これは、認定申請後原則として1年を経過した申請者で、一定の要件に該当する方に対して医療費の支給等を行うための経費です。

これまで説明しましたような経費につきましては、認定申請の件数が前年度よりもふえている等のため、経費につきましてもふえております。左側の欄、比較(A)－(B)に記載のとおり、前年度に比べて4,100万円余の増となっております。

最後に、再び右側の説明欄ですが、一番下の(2)水俣病診療拠点設置・ネットワーク構築事業2,000万円、これは、水俣・芦北地域の水俣病の診察に当たる医療機関相互のネットワーク構築などに要する経費で、前年度と同額を計上しております。

水俣病審査課は以上です。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課で

ございます。

説明資料の10ページをお願いします。

2段目の計画調査費でございますが、5億563万円余をお願いしております。

主な事業でございますが、説明欄1の公営企業貸付金は、企業局の工業用水道事業会計の資金不足等に対する貸付金でございます。

2の水資源開発調査費は、主に公益財団法人くまもと地下水財団への負担金でございます。

3の地下水保全対策費の(1)「水の国くまもと」推進事業は、フォーラム開催やチラシ、ステッカー作成など、熊本の水の魅力の情報発信等に要する経費でございます。

(2)地下水保全条例円滑施行事業は、条例に基づく地下水採取許可手続の運用や水量測定器設置補助等に要する経費でございます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

公害対策費でございますが、5億5,584万円余をお願いしております。

説明欄2の環境政策推進費は、主に(1)に記載の環境センターの管理運営に要する経費でございます。

3の地下水保全対策費は、県内33カ所に設置しております地下水観測井による地下水位の監視に要する経費でございます。

説明資料12ページをお願いいたします。

説明欄4の環境立県推進費の(1)有明海・八代海再生推進連携事業は、国や関係県との連絡調整やフォーラム開催等に要する経費でございます。

(2)のバイオマス利活用推進事業は、主に家畜排せつ物等を有効活用した地域バイオマスシステムの実現可能性調査など、事業化支援に要する経費でございます。

(3)のくまもとらしいエコライフ普及促進事業は、エコライフの普及啓発及び九州各県と連携して実施しております九州エコライフポイントの運用等に要する経費でございます。

(4)の市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業は、国の交付金を活用し、平成24年度から28年度までの5年間で、市町村等の防災拠点や避難施設に太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電池等の導入を行うものです。これまでに金額ベースで全体計画の約7割を終え、平成27年度は9市町村等13施設への導入を予定しており、そのための助成金でございます。

(5)の地域環境教育促進事業は、エコアを活用した県北の教育拠点づくりなど、環境教育の推進に要する経費でございます。

13ページをお願いいたします。

公害規制費でございますが、305万円余をお願いしております。

これは、水環境教育推進事業として幼稚園や小中学校等での出前講座等に要する経費でございます。

最後に、2段目の工業用水道事業会計繰出金でございますが、2億2,131万円余をお願いしております。

これは、企業局の工業用水道事業会計の企業債元利償還金等に対する繰出金として一般会計から拠出するものでございます。

以上、環境立県推進課合計で14億6,765万1,000円を計上しております。御審議よろしくをお願いいたします。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

公害対策費といたしまして1億7,198万円余を計上しております。

主な事業を御説明いたします。

右側の説明欄2の環境政策推進費でございます。

(1)の環境影響評価審査指導費は、環境影響評価法及び県条例に基づく環境アセスメントに係る審査、指導に要する経費でございます。

(2)の石綿健康被害救済給付事業につきましては、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき設置されました石綿健康被害救済基金に対して本県負担分を拠出するものでございます。

説明欄3の地下水保全対策費は、熊本県環境審議会水保全部会の運営費でございます。

次に、2段目の公害規制費として1億3,426万円余を計上しております。

説明欄1の公害防止指導費でございます。

環境関係連絡調整費は、公害苦情に係る研修、連絡調整及び公害紛争等についての調停等に関する経費でございます。

15ページをお願いいたします。

(2)の水質汚濁規制費でございますが、工場、事業場等の立入検査や分析等、水質汚濁防止法に基づく監視、指導を行う経費でございます。

(3)の硝酸性窒素対策推進事業でございます。

地下水の硝酸性窒素汚染につきましては、これまでさまざまな対策を講じてきたところでございますが、県内の硝酸性窒素濃度は、ここ10年ほぼ横ばいで推移しておるところでございます。

今後、農林水産部のグリーン農業でありますとか、地下水と土を育む農業推進条例などによりまして、農業の側から地下水を守る画期的な取り組みが進められるものと期待しているところでございます。

当課におきましては、平成27年度から、地下水質の調査を全県的に拡充しまして、その取り組みの効果確認と農業分野での取り組みのアピールにつなげてまいりたいと思っております。また、熊本大学と連携いたしまして、汚染が進む早さの目安などの科学的な調査を行い、取り組みの支援をしてみたいと考えております。

熊本の地下水を水質面から守り抜くため、農政部局とも十分に連携しながら、さらなる

取り組みを進めてまいります。

続きまして、説明欄2の公害監視調査費でございます。

(1)の大気汚染監視調査事業は、県内36測定局及び移動測定車でPM2.5など大気汚染の常時監視等に要する経費でございます。

(2)の環境放射能水準調査は、国の委託を受けまして、モニタリングポスト等による大気中の放射線量や環境中の放射性物質を調査する経費でございます。

(3)の大気環境測定機器更新事業、二酸化硫黄の測定機器等、大気汚染常時監視測定装置の機器整備に関する経費でございます。

(4)の水質環境監視事業は、公共用水域測定計画に基づき、水質の監視及び環境基準達成状況の評価等を行う事業でございます。

16ページをお願いいたします。

環境整備費でございます。3,649万円余を計上しております。

(1)の上水道費は、水道施設の整備や維持管理等の指導を行う経費でございます。

(2)の水道広域化施設整備利子補給事業でございますが、八代工業用水を上水道に転用して給水しております上天草・宇城水道企業団に対し、企業債利子償還金を助成する事業でございます。

以上、総額で3億4,274万円余を計上しております。

環境保全課は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○三原自然保護課長 自然保護課でございます。

資料17ページをお願いします。

鳥獣保護費で7,320万円余の予算を計上しております。

主な内容について説明します。

説明欄3の鳥獣保護対策事業費のうち、(1)鳥獣保護対策事業費につきましては、猿、クリハラリスなどによる農林業や生活環

境被害のため、市町村が行う有害鳥獣捕獲の経費補助として1,029万円余を計上しております。

(2)の特定鳥獣適正管理事業につきましては、鹿による農林業被害防止や生態系保護のため、農林水産部と連携して捕獲の強化を行うため、市町村が行う有害捕獲への補助など1,307万円を計上しております。

(3)のアライグマ防除体制強化事業につきましては、昨年からアライグマの目撃情報や捕獲が相次いでいることから、早期の防除体制強化を図るため、研修会の開催や市町村の捕獲体制支援など358万円余を計上しております。

次に、資料18ページをお願いします。

2段目の自然保護費についてですが、6,851万円余を計上しております。

主な内容について説明します。次の19ページをごらんください。

1段目の説明欄(3)希少野性動植物保護対策事業として、希少野性動植物の生息・生育の調査及び保護対策等に要する経費540万円を計上しております。

続きまして、2段目の観光費についてですが、1億5,254万円余を計上しております。

説明欄2の観光施設整備事業費では、(1)自然公園利用事業として、ビジターセンターのプロジェクト交換など、自然公園内の県有施設や九州自然歩道の維持、清掃などの経費4,856万円余を計上しております。

次の20ページをお願いします。

説明欄(3)国立公園における国際化・老朽化等整備交付金事業として、阿蘇や天草の国立公園における県や市町村が管理するトイレ、ベンチ、歩道等の老朽化対策と国際化対応の整備に要する経費7,951万円余を計上しております。

最下段をごらんください。平成27年度合計で2億9,426万円を計上しております。

恐れ入りますが、次に、飛びますが、40ペ

ージをお願いいたします。

条例等議案として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定をお願いしております。

41ページで御説明したいと思います。

内容欄に記載しておりますように、いわゆる鳥獣保護法が鳥獣保護管理法に改正され、本年5月から施行されることに伴い、熊本県税条例と熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例中の法律名称の整理を行うものでございます。

自然保護課の説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○坂本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

21ページをお願いいたします。21ページのところの2、説明欄の主な事業について御説明をさせていただきます。

2の産業廃棄物対策費でございます。

22ページをお開きいただきたいと思えます。

(2)の公共関与推進事業でございます。

これは、現在整備中の公共関与最終処分場について、県の環境整備事業団に対しまして、施設整備費等の助成及び貸し付けを行うものでございます。

(3)の不法投棄等防止対策事業でございますけれども、警察OBを各保健所に10名、廃棄物監視指導員として配置する経費でございます。

(4)の新規事業でございますけれども、エコくまもと環境教育推進事業でございます。

これは、県北の環境教育拠点としてエコくまもとが環境教育を実施するための経費を県から事業団に委託するものでございます。

それとあわせまして、資源循環型社会推進

に関する環境教育プログラムの作成を、廃棄物対策課等を中心としてやってまいりたいというふうに考えております。これにつきましては、立県推推課のほうと十分連携をして、環境センターとも十分連携をして、全体的なところに目配りをしつつ、環境教育を進めてまいりたいというふうに考えております。

(5)の最終処分場調整対策事業でございます。

これは、九州産廃並びに菊池市、県で、平成19年の3月に、環境保全協定を締結しております。その規定に基づきまして、操業短縮等に対する損失補償を菊池市が4年間にわたりまして12億支払うことになっておりますので、その分の半分、2分の1につきまして、県が菊池市に対して支援をするものでございます。ここに計上しております3億3,000万については、その初年度分でございます。後年度負担分については、後ほど債務負担の設定についてお願いをしたいというふうに考えております。

(6)でございます。これも新規事業ですが、県のリサイクル製品等の認証制度構築費でございます。

最近、焼却灰等を利用した形で建設資材等のリサイクル製品の作製をするところがふえてきております。そういうときに、安全性、安心性を基本としつつ、リサイクル製品の利活用促進を図るため、認証基準を策定して利活用促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

次のページの23ページでございます。

(7)の新規事業でございますが、PCB廃棄物の掘り起こし調査事業でございます。

これについては、平成33年度までに北九州市にありますJESCOのPCB処理施設が閉鎖されることに伴いまして、早期にPCBの発見並びに処理を行う必要がありますので、臨時職員を1名雇用いたしまして、電話等でいろいろ発掘作業を進めさせていただき

たいというふうに考えております。

産業廃棄物等特別対策事業費でございます。

(3) 廃棄物処理計画策定事業でございます。

これは、5年置きに廃棄物処理計画を見直してございまして、27年度に平成28年度から32年までの廃棄物処理計画について策定する経費でございます。

今回、特徴的なものとしたしましては、災害廃棄物の処理計画を新たに作成させていただきたいというふうに考えております。阿蘇の複合災害並びに不知火等の災害等もございましたので、そういうものを参考にしつつ、市町村、県が何をしていかなければならないかについて、事前にきちんとまとめさせていただきたいというふうに考えております。

(4) でございます。これも新規事業ですが、水銀廃棄物回収促進事業でございます。

水銀含有廃棄物・含有製品の回収処理システムを構築したいというふうに考えております。そのために、事業者の研修等を充実いたしまして、有識者の検討会におきまして、どのような形で回収処理を行ったほうがいいのかということについて検討してまいりたいというふうに考えております。それとあわせて、一般家庭や病院の水銀含有製品、主に体温計とか血压計になるかというふうに思いますけれども、その辺の早期回収を図るため、回収に要する経費として充てさせていただきたいというふうに考えております。

次のページをお願いいたします。

産業廃棄物税の基金積立金でございますが、後ほど報告でも御説明させていただきますが、産廃税を用途目的に使った残余額について基金に積み立てる額でございます。

それと、25ページでございますが、先ほど御説明させていただきました最終処分場の調整対策事業について、後年度負担分の債務負担行為の設定をお願いするものでござい

す。

続きまして、42ページをお開きいただきたいと思っております。

熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということでございます。

43ページのほうで御説明をさせていただきます。

条例改正の趣旨でございますけれども、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正があったことに伴いまして、所要の改正をするものでございます。ただし、まことに申しわけございませんが、(1)のところを書いてありますけれども、平成18年度に同フロン法の改正が行われておりましたが、そのとき、この条例の改正をすることが漏れておりました。それで、あわせて、18年度の改正並びに今年度25年度の改正をあわせて改正させていただきたいというふうに考えております。

廃棄物対策課は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○開田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

説明資料の26ページをお願いいたします。

下段の交通安全対策促進費といたしまして1,104万円余を計上しております。

説明欄1の交通安全総合対策費632万円余の主な事業といたしまして、(2)の自転車安全利用意識啓発事業は、今回提案しております自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の周知等に要する経費でございます。

3の交通事故被害者対策費414万円余は、交通事故相談所におけます損害賠償や示談等の相談業務に要する経費でございます。

資料27ページをお願いいたします。

上段の諸費は、社会参加活動推進費といたしまして663万円余を計上しております。

その主な事業といたしまして、(2)の犯罪

被害者等支援推進事業は、犯罪被害者等についての理解促進を図るための広報啓発等に要する経費でございます。

(3)の地域の安全の絆ネットワーク促進事業は、防犯カメラの設置に対して支援を行う市町村への助成でございます。

最下段の青少年育成費といたしまして1,041万円余を計上しております。

その主な事業といたしまして、(1)の少年保護育成条例実施事業は、有害環境の調査、有害図書等の指定のほか、インターネットの利用環境の整備に向けたフィルタリングの普及啓発等に要する経費でございます。

28ページをお願いいたします。

(2)のグローバルジュニアドリーム事業は、小中学生等を台湾へ派遣し、交流活動を通してグローバル社会に視野を向けた子供の育成を図るものでございます。

最下段の農業総務費は、地域食品振興対策費といたしまして1,847万円余を計上しております。

その主な事業といたしまして、(1)の食品品質表示指導事業は、食品表示法に基づく品質表示制度の普及啓発や不適正表示に対する指導、調査等に要する経費でございます。

(3)の食品検査体制整備事業は、食品の残留農薬等の検査を行う際に使用する検査機器のリース料等でございます。

以上、合計1億8,217万円をお願いしております。

続きまして、資料の44ページをお願いいたします。

議案第73号熊本県自転車ので安全で適正な利用の促進に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、48ページの条例案の概要で御説明させていただきます。

条例の趣旨は、交通事故のない安全で安心な熊本県の実現に寄与するため、県、自転車利用者等の責務を明確にすることで、県民の

意識を高め、自主的な取り組みを促進し、自転車の安全で適正な利用を総合的に促進することとしております。

内容につきましては、(1)にありますとおり、基本理念を定めた上で、いずれも努力義務といたしまして関係者の責務を規定しております。

具体的には、(2)県の責務として、総合的な施策の推進、(3)自転車利用者の責務として、法令順守、自転車損害賠償保険への加入、(4)保護者等、学校の長、事業者、自転車小売業者の責務として、自転車安全教育・啓発、自転車損害賠償保険への加入の啓発としております。

また、(5)県が行う施策の基本的な事項として、推進体制の整備、安全教育の推進、自転車損害賠償保険加入促進のための広報啓発、県民の自主的な取り組みへの支援を規定しております。

条例の施行日につきましては、平成27年4月1日を予定しております。

くらしの安全推進課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○前野消費生活課長 消費生活課でございます。

資料の29ページをお願いいたします。

消費者行政推進費といたしまして2億3,571万円余を計上しております。前年度と比較いたしまして、約2割、6,300万円余の減額になっております。

これは、国の地方支援が基金による支援から単年度ごとの交付金による支援へと方針が変更になり、昨年度計上いたしました7,000万円余の基金積立金分の減額が主な理由でございます。なお、県及び市町村事業の必要額は確保できております。事業執行には影響はございません。

右側説明欄をお願いいたします。

2の消費者行政推進費でございますが、9、

700万円余を計上しております。

主な事業といたしまして、(1)地方消費者行政活性化事業は、相談員の派遣研修など、県の消費生活センター、市町村の相談窓口の強化に要する経費でございます。

(2)の消費者教育推進事業は、指導用テキストの作成及び担い手育成の研修会開催等に要する経費でございます。

(3)の生涯安心！消費者ライフ構築推進事業は、消費生活相談サポーター養成講座及び市消費者行政と警察の連携を推進する経費でございます。

(4)の消費者の暮らしを守る生活再生支援事業は、多重債務者に対する一時的な生活資金の貸し付けを含む総合的な生活再生支援に要する経費でございます。

30ページをお願いいたします。

(5)の貸金業指導監督費につきましては、貸金業者の登録及び指導監督費の経費であります。

今年度までは、最下段にありますが、中小企業振興費の科目で対応しておりましたが、平成27年度から消費者行政推進費へ予算科目の振りかえをしております。

続きまして、3の消費生活センター費でございます。

消費生活相談や出前講座等の啓発事業に要する経費でございます。

4の消費者行政活性化基金積立金につきましては、運用利息の積み立てでございます。

消費生活課は以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○大谷男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

31ページをお願いいたします。

まず、中段の諸費の社会参加活動推進費につきましては、NPO等の活動支援や指導及び多様な主体となる協働の取り組みを推進するものでございます。

次の32ページでございますけれども、社会福祉諸費につきましては、40万人近く利用者がおりますパレアの指定管理料及びビル負担金、計画修繕費等でございます。

次の32ページから33ページにかけての男女共同参画推進事業費につきましては、熊本県男女共同参画推進条例及び第3次熊本県男女共同参画計画に基づきまして、男女共同参画を総合的かつ計画的に進める事業です。

(1)の男女共同参画社会形成促進事業でございますけれども、第4次の男女共同参画計画の策定及び男女共同参画審議会の運営、年次報告書の作成等の経費でございます。

(2)の中学生、高校生向けの学習資料の作成に係る経費、(3)はパレアの男女共同参画センターの運営費、最後の(4)男女いきいき幸せ実感促進事業は、一昨年度からの継続事業でありまして、幸せ実感促進枠の事業で、若者、特に大学生を対象とした意識啓発事業などを計上しております。

総額2億1,500万円余をお願いしておりますので、よろしく御審議方をお願いいたします。

○中富人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

資料の34ページをお願いいたします。

諸費でございますけれども、右側の説明欄でございますが、人権啓発推進費1億2,183万円をお願いしております。

(2)の人権施策推進事業でございますが、これは、有識者の方から御意見を伺います熊本県人権施策・啓発推進委員会の運営等に要する経費でございます。

(3)の人権啓発活動市町村委託事業でございますが、これは、法務省からの全額国庫によりまして、市町村が人権フェスティバルなどの各種人権啓発活動を行うものでございます。

(4)の広報・啓発事業は、新聞、テレビな

によります広報啓発や、イベント、講演会などの開催に要する経費でございます。

(5)の研修・人材育成事業は、人権教育・啓発に係る人材育成を図るための研修会の開催等に要する経費でございます。

次に、35ページをお願いいたします。

社会福祉総務費でございます。2億200万円余をお願いしております。

この大きな2番の(1)ですが、地方改善事業費は、市町村が設置しております隣保館等の運営や施設改修に対する補助などでございます。

(2)の人権問題連携調整費は、市町村や関係機関、団体等と連携しまして人権啓発活動に取り組むための経費でございます。

以上で、合計3億2,383万円余をお願いしております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○山口ゆたか委員長 以上で環境生活部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。なお、質疑を受けた課は、課名を発言の上、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 環境政策課のほうから、チッソへの貸付金の御説明いただきまして、前回より詳しく御説明いただき、猶予を認めるということの理由としては、対象者の増加とか経常利益が下回ったとかございましたし、現在の環境についても説明をいただきましたが、逆に今度は、説明聞いとして、これはまたチッソの今後の経営の見通しは大丈夫かなというふうなことも——要は、特に取り巻く現在の環境のところで、今後の化学製品とか繊維製品等の需要の伸び悩みが見られるということでもありますとか、発電設備の改修、この辺の費用もかさんでくるということですが、じゃあ、こういう状況の中で、これから4年間は猶予措置しますけれども、その

後きちんと回収できるような見通しは立てられるんですかね。逆に今度は心配になりました。

○正木環境政策課長 今回のチッソの延長につきましては、チッソともやりとりをやりまして、まさしく委員からも御指摘いただいたように、本当にこれで大丈夫なんですかというような話をしたところでございます。

この資料の中でもありますけれども、あくまでチッソとしては4年間だけ、この出っ張る部分が4年間ありますので、これを平準化してもらえないかと。あくまで4年間だけ延長してもらいたいという話でございました。

状況としましては、まずは水力発電所の話もございましたけれども、老朽化したのがかなりあるんですが、これもリニューアルしていけばF I Tの適用もありますので、ある程度採算に乗せられるのではないかとというのが1点と、また、化学製品、繊維製品等の国内需要がかなり少子化等の影響で減ってきているという部分はあるんですけれども、これも、肥料とかは、おむつも含めてですけれども、海外ではある程度評価をもらっていることですので、今回、ある程度設備投資を、今回4年間延長して、認めてもらって設備投資ができれば何とか返せるのではないかとというような話をいただいているところで

○鎌田聡委員 幾つかの理由を、結構この前言ったものですから、詳しくお聞かせいただいたので、逆に心配になった点もありますけれども、要は、4年間の出っ張っている部分を削れば、何とかその後の改善が見られるということで、対応したいということだと思います。

あと、もう一つ気になるのが、別冊の資料の1ページの一番上の表で、抜本策関係の④の特別県債による貸付ですね。これが、今猶

予されてるんですよ。（正木環境政策課長「はい」と呼ぶ）172億円ですね。これは、いつから償還、返済というか、されていく予定になっているか、そこもちょっと心配になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○正木環境政策課長 この④の特別県債というのは、抜本策の中で、チツソが足りない分について、この特別県債というのを起こして、そしてチツソに貸し付けて、それでチツソからその分をまた返してもらうという仕組みになっております。

この特別県債、あくまで、この①から③の既往公的債務を支払ってもらうという枠組みですので、この①から③の既往公的債務が完全に償還が終わるまでは、まだ償還が始められないという状況でございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、この172億円というのは、これからこの償還が終わった後ということになりますので、これもきちんと対応していかなきゃならないと思ひますし、これも、万が一の場合は、不測の事態は国が責任持つという扱ひになっているんですか。抜本策。

○正木環境政策課長 この特別県債につきましては、まさしくその万が一のものの対象になっていまして、地方交付税措置が100%なされているところでございます。

○鎌田聡委員 いずれにしましても、国がやるとか県がやるとか言われましても、大もとの出どころは国民の金ですから、そういうところもきちんと見ていきながら、いずれにしても、被害者救済というのはきちんとやっていかなきゃならない。そのためには、チツソにもある程度経営面もきちんとやっていかなならないという部分のアドバイス、その辺

も含めまして、これから厳しい状況になっていくというのは説明ございましたから、そこを改善していく指導を含めて、そういったところも県の役割だと思いますので、その辺もしっかりあわせてお願ひしておきたいと思ひます。

以上です。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○城下広作委員 3点ほど。

まず1点は、エコアくまもとの環境教育という分があるんですけども、政策課からも、廃棄物対策課からも、地下水の保全かな、あちらからもありましたけれども、これは水俣の環境教育を現在やっているんですけども、ここの違いとかをどうするのか、ちょっとこの辺をもっと詳しく、ここでやる環境教育というのを。

○坂本廃棄物対策課長 基本的には、水俣のほうが大もとになるかというふうに思ひます。環境教育に関しましては。それと連携をとりながら、県北のほうの——わざわざ水俣まで行かなくても、県北でもできるようなシステムを構築させていただきたいと。

それと、エコアは、どちらかというところ、ごみ問題を中心に扱うところでもございますので、そういう利点も生かしながら、循環型社会について中心的にそこで勉強していただくという形をとらせていただきたいと思います。

それで、小学校では、水俣病のために、肥後っ子学習ということで、小学校5年生のときに水俣に行っておりますが、それとは別に循環型で、ごみ問題につきましては、小学校4年生のときに通常勉強しておりますので、その辺を中心にうちのほうで循環型の環境教育プログラムをつくりまして、勉強していただくようなシステムをつくっていききたいとい

うふうに考えております。

○城下広作委員 大変大事なことで、水俣は水俣で、水俣病のことを全県下の小学生が5年生になったら学ぶと。そうすると、このエコアの分では、循環型の分で4年生ということで、これも全県下大体一巡して学べるような形にするということなのか、それとも、飛び飛びにやっていくのか、どうなんでしょうかね。

○坂本廃棄物対策課長 これは、今回の議会において山口委員長のほうが御質問されておりましたけれども、教育委員会でも、その辺は小学生4年の環境教育についてそのプログラムをつくるということになっておりますので、教育委員会とも十分連携をしつつ、どのような形でやったほうがいいのかも含めて検討してまいりたいと。それとあわせて、産廃協会の青年部あたりでも、地元の小学校等に環境教育を実施したりもやっておりますので、そこともあわせて連携をしてまいりたいというふうに考えております。

○城下広作委員 いずれにしても、幼児のときにといいますか、小学生のときに、今循環型社会の要するに流れを知っておくこと、また、水俣病という特殊な部分でまた学ぶこととか、どちらも非常に大事な部分ですから、ぜひ拡大して充実していただきたいなというふうに思います。

次に、よろしいですか。

○山口ゆたか委員長 どうぞ。

○城下広作委員 23ページのPCBの廃棄物の掘り起こしという調査があるんですけども、平成33年にJESCOの分が閉鎖になると。ただ、このPCBというのは、例えば私も過去に質問したんですけども、塗料なん

かにも含まれていて、今現在わかっているPCBの保管はどうかということをおそらく電話で聞いて、そして、それを保管している分を早く出してください、そして、閉鎖するまでの間に処理しましょうということが狙いと思うんですけども、まだまだ今から33年以降に出てくるような——橋梁の塗装を剥いで、そこでPCBがあったら新たに出てくると。それは、33年以降にも——そんなのは今から出てくるわけですね。こんなのはどうするのかなと。

○坂本廃棄物対策課長 そこは、国のほうがどのように対応されるかということにもつながるかと思いますが、まずはその掘り起こしを徹底してやると。

今委員がおっしゃったように、今どこにPCBがあるかということは、今年度、国のほうが対象事業所に対しまして調査をかけております。その中で、未回収だったり応答がなかったところが、県内に約3,000社・事業所ございます。そこを中心として、私どもは徹底的に掘り起こしをやっていくという形かなというふうに今考えております。

○城下広作委員 当然、もともとPCBがあって、保管しているというところはたくさんあるんですよ。それは、33年まで間に合わないと、処理する場所がなくなって、それ以降だったら、もっと違うところに輸送コストがかかるようなところに持っていかないかぬ。非常に悪循環なんですね。これはもう絶対やらないかぬ。そのための電話の分で、ただ、電話の臨時職員だけふやして、果たしてそれがちゃんとできるのかなと心配もあるし、これは現地調査なんかもやらないかぬでしょうし、明らかに持っていると言われるところはこちらから強烈的な指導をしないと、これはなかなかゼロというか、難しいと思いますよ。これは真剣にやっぱりやっていかないと

いうふうに思います。

いずれにしても、PCBはまだまだ知らないところでたくさん使われている可能性はあるんですよ。新たに出るPCBをどうするかということは、33年以降もずっと続いていきます。この課題はしっかりと認識をしとっていただきたいというふうに思います。それは結構でございます。

次、よろしいですか、もう1点。

○山口ゆたか委員長 どうぞ。

○城下広作委員 環境政策課のほうもそうなのですが、また同じ、済みません、廃棄物ですけど。

今度は、例の水銀フリーの部分で、水銀の廃棄物の回収事業を今からやるということで、今回予算をつけていただいているんですけども、これは、水銀は、一番わかりやすいのは、先ほど言われた血压計や体温計という分だけ、これをそのままの形で回収するのか、液を出して液だけどこかに回収するのか。いろいろやり方があるし、またこれは、水銀は蛍光管にも含まれていて、水銀フリーといえば、蛍光管の水銀だってきれいに処理しなきゃいけないというのが水銀フリーですから。蛍光管の回収なんていうのは、ばんばんばんばん、これはよく扱い方で割れるわけですよ。そこでまた、結果的にはうまく回収ができない、輸送のやり方も難しいと。

それと、もっと根本的な問題は、この水銀を、本当に、いわゆる無害に分解といいますか、処理できるというのは、そう日本にないと私は聞いております。ここがどこか、どこが今想定されるのかということを確認したいことと、そこまで持っていくなら相当な輸送コストがかかるし、例えば、私の家にある体温計の分があります、回収をどこに置いてくださいと、例えばそれはどこに持っていか、そういうイメージですね。これをちょっと

とどういうふうに考えているのか。

蛍光管は蛍光管で、今からLEDにばんばんばんかえていきますから、それはそれをかえるときに蛍光管の廃止も出てくるでしょうから、ちょっとその辺の全体の水銀が出てくるものの回収の考え方と、どこで最終的に処理するのかという、そしてその負担は誰がどうするのかと。これをちょっともっと詳しく。

○坂本廃棄物対策課長 今言われたので、2つにちょっと分けて御紹介をさせていただきたいと思います。

まず、体温計、血压計は、生の金属水銀がそのまま入っておりますので、そのところをそのまま割ってしまいますと、それが常温でも大気中に飛散をする形になります。だから、基本的には、回収についてはそのままの形で回収をさせていただいて、最終のところの処理をするところで割って、そこをきちんと回収すると。基本的には、90数%まで回収するためには焙焼炉でやるしかございませんので、そういうところに持っていくしかないのかなというふうに今考えております。

それと、もう一つありましたのが、蛍光灯関係でございますけれども、蛍光灯関係も、基本的にはそのまま集めて、そしてその両脇を切って、そして中に入っている蛍光粉をどう集めるかという形になります。

ただ、九州にありますその蛍光灯を処理する事業者で、実質回収率は、先ほど言いました95%なんて到底無理な話です。多分半分以下ぐらいの回収しかできておりませんが、委員がおっしゃるように、途中で割れては元も子もございませんので、とにかく今回の回収においてどのようなシステムを構築するかというときに、輸送方法並びに箱をどのような形状でやるのか、箱に対してどのような詰め方をしたほうが割れないのか、その辺についても、専門家の先生並びにその産廃事業者、

それと市町村の担当者等々集めまして、検討を進めさせていただきたい、できるだけ効率的に的確な回収処分ができるような形をとってまいりたいというふうに考えております。

○城下広作委員 北九州もあるけど、あとは北海道なんかにもあるんですね。ここに持っていくとなると、割れずに持っていくというのは、相当これは慎重に、もうお金もかかることだと。だけど、知事を先頭に水銀フリーの社会を目指すと言われ、そして熊本県はそのモデルになるという話。

熊本が、今から県全体で考えることは、後に続く県がずっとそれを参考にするわけですよ。だから、この本当の回収の仕方、現実には大変難しいと大体想像がつくんですよ。それを今から手がけるということのやり方というのは、このメンバーの方がどういう方になるかわかりませんが、大変これは大事な役目を担うのかなと。

それと、最終的に誰がどういう形で負担するのかということも、まだちょっと返事がないんですけども、じゃあ負担はばんばん出して、はい、県が、その分水銀水銀と言うて車でぐるぐる回って、そして普通の廃品回収みたいに、ああ、じゃあ持っていこうという話なのか、どこかに1カ所ぼんと誰か病院とかに持ってきたと、そして、病院からちゃんどこに持っていく、この辺のルールも、まだ意外と、まだ今からですからわかっていないんですよ。

○坂本廃棄物対策課長 先ほど、体温計とか血压計ということで回収ということを申し上げましたけれども、実は2月中に、佐藤先生もいらっしゃいますけれども、阿蘇地域で、血压計とか体温計について、広域組合のほうを活用させていただきまして、1カ月だけ早期キャンペーンという形で回収をやらせていただきました。これは環境省の事業でやりま

した。

それで、実績値として、水銀体温計が414本集まっています。それと、水銀血压計が57台集まっているということで、私たちの想像を絶するといいますか、私たちの想定よりかなり多い数が集まっております。

だから、こういう形でできるだけ早く市町村と協力しつつ、きちんとした市町村役場並びにそういう広域組合とかに回収ボックス等を置きまして、そして回収を徹底させていきたいというふうに考えます。

ただし、産廃に関しましては、基本的には事業者負担という形になりますので、その辺をどのようにやったほうが効率的にまた効果的に集まるかということについては、検討会の中で、その費用負担等についても議論をしてみたいというふうに考えております。

○城下広作委員 事業者負担ということは、私たちが使っているものが、その分の処理費として払うということで、払うなら面倒くさいけんそのままほっとけとか、そのまま一般ごみのガラス製品にぼんと入れとけというふうになると、これは何のためにフリーにするかというのは——温度計もそうですかね、色のついとるだけで。その辺のことは、これはちょっと大事な分をよく考えないかぬなというふうに思います。ぜひそれは頑張ってください。

最後に、1点よろしいですか、また。

○山口ゆたか委員長 どうぞ。

○城下広作委員 自転車条例の分は大変いいことだというふうに思います。提案をさせていただいた部分としても、大変、これは4月1日から実行していただきたいというふうに思いますけれども、これは宣伝費で110万ぐらいなんですけれども、どこに、具体的にどういうふうな形で啓発するのか、県民に広く

なのか。対象者は、とにかくまずは学生にわかしてもらおうというか、自転車の利用が多い学生、特に、高校とか、中学とか、こういうところに力を入れるということもあるんでしょうけれども、これは、対象者は大体どう考えておられるのかということ。

○開田くらしの安全推進課長 今回計上を予定しております110万円につきましては、連絡会議の開催経費、それから各種シンポジウムの開催経費、それからビラ、チラシの作成経費でございます。そういったビラ、チラシを使いまして、今おっしゃいました、特に社会人あるいは学生など、特に学生につきましては、今回も大学祭等に新たなマスコットキャラクターを連れていきまして、そこで啓発をしたという実績もございますので、そうしたところを通じまして、特に社会人、学生についてはやっていきたい。

あわせて、いろいろ、県警さんのほうでも、教育委員会のほうでも、学校あるいは自治会、老人会、そういったさまざまところで、今交通安全の広報啓発を行っていただいておりますので、そうしたところにも、この我々が作成しますビラ、チラシを使って広報啓発に努めていきたいというふうに考えております。

○城下広作委員 ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

以上です。

○重村栄委員 幾つか小さいことをお願いしたいんですけども、まず、自然保護課、17ページ。

アライグマの防除体制強化なんですけれども、具体的に、どの辺の地域でこのアライグマの被害が出ているのか、その規模も含めてちょっと知りたいんですけども。

○三原自然保護課長 アライグマにつきましては、一番最初に発見されたのが、平成22年に、熊本市の城南町で、一番最初に、熊本県内でのいわゆる写真撮影による発見事例がございました。その後、県内では、荒尾市で平成26年2月に1頭捕獲されて、その後、菊池、小国、玉名市において写真撮影とか捕獲が行われております。

被害につきましては、今のところアライグマというのが新しいものですから、どれがアライグマの被害かというのが熊本県内においてはまだ把握されておられませんので、被害金額としての計上はありません。ただ、しかしながら、熊本県と境を接します福岡県、あるいは大分県、佐賀県においては、アライグマが農作物を食ったり、あるいは家の柱をかじったり文化財をかじったりとかという被害が発生しております。

いわゆるそういう他県の近隣県の被害が発生する前に、水際ということで県境付近、特に今発見されました菊池、小国、玉名というのは福岡県、大分県に境を接しておりますので、県境付近の市町村を中心に、まず、アライグマというのがどういうものかというのを皆さん知らないのが実態なものですから、市町村等に対しての研修会ですとか、あるいは、通常捕獲にはわなを使うものですから、市町村にわなを設置していただいて、その見回りとかの経費を支援したりというふうに考えております。

○重村栄委員 かなり広範囲に今なっているみたいなんですけれども、想定される個体数はどのくらいあるのか。それと、もともとこれ日本の在来じゃないですよね。ということは、ペットショップのものが、飼われたものが放置されてということだろうと思うんですけども、もとを絶つていかないと、また同じようなことが今度はほかのもので出てくる危険性があるんでしょうね、このアライグマ

以外でも。

いろんなペットが今入ってきてまして、いろんな飼われ方をしているけれども、ある程度になったら捨てられるとか、もう飼いきらなくて捨てるとかいうのも結構出るので、今度はそっちのほうのまた違うものが出てくる危険性も多分あるんだろうと思うんですけども、その辺の啓発というか、ペットを飼われる方への啓発というのはどんなふうにするのか、そういう計画があるのかどうか。

○三原自然保護課長 アライグマの生息数というのは、申しわけございません、ちょっと熊本県においては、ただ目撃事例等のことでございますので、何頭おるかというのはちょっとまだ把握してないのが実際でございます。

先生おっしゃられたみたいに、アライグマはもともと日本におりませんで、ペットとして持ち込まれたものが——アライグマは、結構どうもうでして、ラスカルとか何かかわいようなイメージがあるんですが、実際、アライグマのラスカルは、結局手に負えなくなって山に帰っていったというのは、結局放しておるわけです。

アライグマ自体は、もともとそういう凶暴性を持つものですから、なかなかペットとして飼えないというか、飼ってもなかなか厳しいものがあるものですから、皆さんが野に放して野生化してしまって、そこで繁殖していると。これはもう全国的に、特に中部、近畿圏では相当、奈良県とかは国宝級の文化財もかじつとるとというような例もございます。

国としましては、そのような外来生物が来たことに対して、被害を及ぼすものを特定外来ということで指定して、例えば予算でもつくっておりますが、宇土半島にありますクリハラリスですとか、あるいはブラックバスとかも特定外来というような言い方をしております。

ですから、特定外来に指定されますと、いわゆるその個体自体を移動させたりすることはできませんし、それをとったらいわゆる殺処分なりをするように法律では決まっておるものの、なかなかやはり行き渡らないといえますか、国民、県民の方々に理解が得られないというふうなところもございます。

しかしながら、やはり委員おっしゃられたみたいに、そのまま放置しておく、もういけませんものですから、私どもとしましては、いろんな機会を、ホームページでありますとか、いろんな会議、あるいはチラシあたりを活用して、特定外来の意識啓発というものを今一生懸命図っておるところでございます。

○山口ゆたか委員長 それでは、もう一件、販売先とかいうのを、その周知とか、それはないんですか。

○三原自然保護課長 基本的に、海外の生物を持ち込むときに規制がございますのは、ワシントン条約とか、希少な動物を持ち込むときの規制はあるんですが、それ以外のものを持ち込むというのに規制は基本的にございません。ペットショップが持ち込んできた後、ペットショップがそれを放すとかというふうなときになりますと、鳥獣保護法というよりも、動物愛護法とか、そういった関係のところでの規制が当然かかってこようかなというふうに思っているところです。

○重村栄委員 ちょっと別のをお願いします。

これ22ページ、エコアくまもとの関連のやつなんですけれども、公共関与推進事業の予算を組んであるんですが、この中に、エコアくまもとの建設に当たって御協力をいただいた地元からのいろんな御要望が出ておりましたけれども、道路だとか何だかんだですね。

こういったそれにかかわる事業費が、この中に入っているのかどうかというのを一つ聞きたいのと、それと、そういった地元の御要望のいろんな事業が今どの程度進んでいるのか、この辺がわかればちょっと知りたいんですけれども。

○坂本廃棄物対策課長 ここについては、主なものしか上げさせていただいておりませんので、ここの公共関与推進事業につきましては、施設をつくるために国から補助が出ます。4分の1国から補助が出まして、それと協調分として4分の1県が出すという形になります。それとあわせまして、高度的に処理する部分だとか、環境教育部分については県が単独で補助を出しております。そういう部分の補助制度、それと、全体の計画費からその補助部分を除いた額は、全て有利子の貸し付けという形になります。それとあと、開業準備等に伴いまして、いろいろな機器等の整備等もございましたり、委託等の準備をしたりとかいろんなものもございまして、その辺の経費をここでは計上させていただいて、先生がおっしゃった部分については別途計上させていただいております。

○重村栄委員 その部分は推進室のほうでやってるということですか……(坂本廃棄物対策課長「いや、うち……」と呼ぶ)廃棄物対策課でやってる、別途の費用としてですね。わかりました。費用が別途ですけれども、御要望のいろんな事業がどの程度今進んでいるんですか。もうほぼ終わっているんですか。

○坂本廃棄物対策課長 南関町、和水町に対しまして、モデル事業をつくりまして、5億円交付金事業としてやっております。それと、立地交付金で南関町には1億円、それをずっと年度を分けてやっております、27年度は、南関町に5,000万計上させていただい

ております。大体、ほぼ町のほうで計画をされた計画に沿いまして、うちのほうは負担をさせていただいておりますので、今のところ順調に公民館建設だとかそういうものには使用されているというふうに理解をしております。

○重村栄委員 いろんな紆余曲折あって建設が進んでまして、地元の方からいろんな御要望があって、それに対して真摯に対応してもらっていると思いますので、ぜひとも、後でいろいろなことを言われぬようにしっかりとやってください。お願いします。

続けていいですか。

○山口ゆたか委員長 どうぞ。

○重村栄委員 同じ22ページに、リサイクル製品等の認証制度構築費というのがあるんですけれども、今どんなものがリサイクルされているのか、何か具体的にこんなものがこんなふうにご利用されてますよという御紹介できるものがあるのかどうか。あるいは、今後こんなものがこんなふうな利用をされようという計画があるのかどうか、そういうものがちょっと事例があるのかどうか。そういうのを踏まえて、こういう認証制度が何で必要なのか、こういうのをしないとどういうふうな問題が起きるのかとか、そういったところもちょっとお話しいただければと思うんですけれども。

○坂本廃棄物対策課長 どういうものがあるかということなんです、まず、先ほどちょっと説明のときも触れさせていただきましたけれども、焼却灰ということで、フライアッシュというのが出るんですね。集塵機というところで集まって、物すごくセメント粉にはほぼ近いような形の成分も持っているようなものがございますけれども、そういうものをコ

ンクリート製品にまぜ合わせまして、2次製品をつくられたりとかというような製品が最近かなり多くなってきております。

それとか、一方では、牛ふんだとか、そういうものの堆肥化も、これに該当するかなというふうに考えております。一般的にはそういうものが多いのかなと。それ以外にも、例えば、スラグをコンクリート製品にまぜ合わせることによって、重量がかさが増しますものですから、そういう形の特殊な形のものに使っていくとか、そういうものもあるかなというふうに思います。

何でそのリサイクル製品の認証が必要かということでございますけれども、例えばスラグ一つをとって御説明させていただきますと、例えば鉄鋼とか銅とかつくるときに、それを精錬いたします。精錬をし余ったものがスラグ化するわけですね。それをスラグとして出すわけですが、今、鉄鋼業界、それと銅精錬業界、そういうところは、このスラグの処理に物すごく困っているところがあります。

それで、最近起きましたのが、上天草のところで、銅スラグとかフェロニッケルスラグを上天草のところで大量に埋め立てをしたと。これは、エビの養殖に使うというような名目で埋め立てをしたような案件が発生しております。これについては、排出元でありますところに指導をしまして、全量撤去をして、約2億ぐらいかけて撤去をしたという事例が発生をしております。

そういう問題もあります関係で——それともう一つは、重金属がその中に含まれている可能性が高いと。それと、鉄鋼のスラグに関しましては、pHが12から12.5ということで、かなりアルカリ性が強い。水を出しますと熱を持って、子供たちがさわったりすると、やけどをするというような状況にもなる可能性が高い。そういうものを使って有価物として出した場合は、廃棄物として、なかなか私ど

もとして指導ができません関係がありますので、廃棄物であるかどうか、そして、それを使ったとき、リサイクル製品として、その安全性は確かなものかどうかということ、県としてきちんと専門家に見ていただいて、その上で利活用をどう促進していくのか。この部分については、この基準は守られてますので使っても安全ですよという形で県が認証してやることによって、リサイクル製品の利活用も促進していくというようなものになるかなというふうに考えておりますので、そのための認証制度の構築という形になっていきます。

○重村栄委員 私は、学校を出てすぐ勤めていたときに、会社の関係で自家発電がありまして、そこでフライアッシュが随分出たので、フライアッシュのことはよく承知しているつもりなんですけれども、非常に使い勝手のいいものであるし、また非常に難しいものでもあるので。

ただ、今石炭火力が少なくなったので、出方も少ないんでしょうけれども、量として出るときはかなり大きい量が出てくるので、やっぱり今からの社会はできるだけ使えるものは使うという姿勢は必要だと思いますので、いかに安全にどう使うかということで非常に大事なことだと思いますので、しっかりこの辺は取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

続けていいですか。

○山口ゆたか委員長 どうぞ。

○重村栄委員 28ページ、グローバルジュニアドリーム事業。

国際社会に視野を向けた子供たちの育成を図るためにということで、小学6年生及び中学生を対象とした海外交流ということの事業費を組んでございますけれども、これも具体

的に計画があるのかどうか、教育委員会等の連携はどういうふうになっているのか。まず、そこからお聞きしたいんですけども。

○開田くらしの安全推進課長 グローバルジュニアドリーム事業につきましては、昭和54年に始まりましたジュニアドリーム事業の発展した形でございます。これは、青少年の健全育成という観点から、当課のほうで対応させていただいております。

これは、幸せ実感枠の2カ年目ということで、平成27年度、26年度と同様に、台湾のほうに子供たちを派遣しまして、研修をやるということで計画をしております。この事業につきましては、県、それから教育委員会、それと県民会議、3者の共催というような形で実施させていただく事業でございます。

○重村栄委員 具体的に、例えば何人ぐらいの規模だとか、何人かを何回ぐらい、幾つぐらいとか、そういう具体的なものは今あるんですか。

○開田くらしの安全推進課長 期間としましては4泊5日、それから高校生リーダーが5名、中学生、小学生計25名の計30名の団員を派遣するような計画でございます。

○重村栄委員 最初、部長の説明の中で、台湾・高雄市という具体的に特定の地名を上げて御説明があったんですけども、この辺の狙いは何かあるんですか。高雄ということでの狙いというのは。

○開田くらしの安全推進課長 県とそれから熊本市、それから高雄のほうで協定が結ばれております。その教育部門、青少年育成の部門での事業ということで、高雄というふうになっております。

○重村栄委員 私たちも、議連をつくって、台湾と盛んに交流を進めようとしているんですけども、ややもすると、日本が昔戦争のときに海外で悪いことをした悪いことをしたという話ばかり伝わってきて、本当にしっかりと地元のためにいろんなことを尽くしたんだよという話がなかなか伝わってこない。そういう嫌いがあると思うので、特に台湾あたりでは、非常に日本の先人の人たちがいろんな面で社会に貢献して、その貢献されたものが今すごく生かされているというものがあるわけですね。そしてまた、地元でそれを高く評価していただいているという面もありますので、できるだけそういったきちんとしたものを子供たちに見てほしいし、また知ってほしいと思いますので、こういった事業にはそういった観点を取り入れていただいて、日本は本当にきちんと世界の中で貢献をしているんだよといった面も、実際見せて、実際肌で感じさせていただくように、よろしくお願ひしたいと思います。

○山口ゆたか委員長 ほかに質問はありませんか。

○西岡勝成委員 2～3点お聞きしたいと思いますが、まず、水の国くまもとの魅力発信ということなんですが、実質的にはどういう事業をされる予定。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

「水の国くまもと」推進事業でございますが、県内外に熊本の水の魅力を発信するために、さまざまな広報事業を展開するものでございます。

具体的には、チラシやステッカー作成のための広報費のほか、核となります事業として、1つは、関東のメディア等を対象とした水の国モニターツアーを今年度もやっております。

まして、2年目になりますが、引き続き実施したいと思っております。また、高校生を対象にしまして、水環境保全意識を高めるために、高校生が行います水環境に関する調査や活動体験などを対象としたフォーラムを開催する予定にしております。

以上でございます。

○西岡勝成委員 日本人はそうでもないでしょうけれども、海外から来られたお客さんというのは、非常にこの水のおいしさというのは、蛇口からそのまま飲めるというようなことができるわけですから、例えば、阿蘇くまもと空港とか、熊本駅とか、ああいうところに、このワンコインで、10円でもいいからコップ代ぐらいで、背景を、白川水源の動画を映しながら飲めるような形をしてあると、印象が、非常に熊本の水のおいしさがわかると思いますし、水のおいしさゆえに、作物、米にしても、果物にしても、おいしいということが原点にあるわけですから、もうちょっと広く、何か大々的というか、アピールを、もうちょっと熊本の水をアピールすることがあっていいと思うので、その辺まで含めて、何か実感として飲んでおいしいというような感じが、旅の疲れを水で癒すというような一ただじゃなくてもいいと思うんですね。10円でもいいし、コップ代ぐらい出してやっても、安全性のためにもそれはいいと思うし、そういう工面もぜひしてほしいと思うんですが。

○佐藤環境立県推進課長 今回の御提案につきましてですが、今年度事業で初めて水の国の魅力を捉えたポスターをつくりました。それで、ポスター等につきましては、人の集まりやすいところ、空港ですとかいろんな場所が考えられると思いますが、そういったところに人の目につくようなところに展示をすることで、そういった工夫をしてまいりたいと思

ます。

今おっしゃいました水を味わっていただく、その方面につきましても、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○西岡勝成委員 熊本にはすばらしい水源がいろいろありますので、その辺もアピールしながらやっていただきたいと思います。

それと、次いいですか。

○山口ゆたか委員長 はい、どうぞ。

○西岡勝成委員 バイオディーゼル燃料についてですが、これは12ページ。

燃油が下がってきたので、私も、最初ちょっと勘違いして、バイオ燃料というのが安いものと思ってたんですけども、結構高くて、燃油が下がってくると需要がぱっと落ちるんじゃないかと思うんですけども、その辺実態的にはどうなんでしょう。

○佐藤環境立県推進課長 現在、B5燃料を例としてお話をさせていただきますと、大体今変動しますが、115円ぐらいで、軽油と同じ値段で売っていると聞いております。ただ、軽油のほうがかなり下がっておりますので、そこら辺は非常に苦勞されているという話は耳に入っております。

○西岡勝成委員 もうちょっとやっぱりバイオ燃料をつくる原価を下げないと、なかなか普及しづらいと思うんですね。我々も勘違いして、大分安いだろうと思って買ったんですけども、結構高くて、今度油が安くなったりしたら合わないような状況ですから、売る人たちも多分この変動でかなり難しくなっているんで、その辺をやっぱり緩和していかないと、なかなか普及というのは難しいかなと思いますので、その辺は今後の課題として取り組んでください。

もう一ついいですか。

○山口ゆたか委員長 はい。

○西岡勝成委員 水俣病関係なんですけれども、この第2次の救済策で、かなり3万人を超える人たちがいろいろな救済を受けたと思うんですけれども、そのことによって結局国保の負担金がふえるという心配はないんですか。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

この特措法によりまして、たくさんの方が水俣病被害者手帳を受けられることになりまして、今西岡委員のほうから御指摘がありましたように、その方々が通院等をなさいますと、当然医療費が発生しますし、その医療費につきましては従来よりも高くなります。

そのうち、御指摘のとおり、国、県で負担しますのは自己負担分の3割でございますけれども、7割については市町村の国保負担ということになります。この関係市町のほうで、当然、従来の御負担いただいた分よりも被害者手帳をお持ちの方が医療機関等を利用された場合の御負担というものもふえてまいりますので、国、それから県のほうで、そのふえたと思われる部分についての調整交付金というものを outsourcing させていただいております。おおむね15分の12ですから、5分の4ぐらいですか、につきましては、そのふえたと思われる分についての交付金で補填をさせていただくようにしております。

ただ、完全にはまだ補填がなされていない状況でございますので、これにつきましては、毎年、国、それから議長会のほうも通しまして、さらなる国のほうの交付金のかさ上げのほうについてお願いをしている状況でございます。

以上でございます。

○西岡勝成委員 それぞれ地域の特に被害者の多いところは、そういう負担が2割ぐらいたいな、今の計算でいくと。5分の1あるわけですから。ぜひ、それがないようにしてもらいたいですね、ぜひ。それは今後の努力だと思いますけれども、国、県でその辺の対応はぜひしてほしいと。

○田中水俣病保健課長 直接、国保のほうは健康福祉部のほうの負担になりますし、その交付金を御負担いただきます関係省庁は厚生労働省のほうになりますが、健康福祉部のほうと連携をとりまして、また議会のほうのお力添えもいただきまして、引き続き精いっぱい努力をしてみたいと思っております。

○山口ゆたか委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで環境生活部に対する質疑を終了します。

それでは、説明員の入れかえのため、ここで約10分間休憩いたします。

再開は、11時40分からといたします。

午前11時31分休憩

午前11時38分開議

○山口ゆたか委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願いします。

○真崎商工観光労働部長 着席のまま失礼いたします。

商工観光労働部関係の提出議案の説明に先立ち、一言御報告申し上げます。

3月2日に、ラグビーワールドカップ2019の開催地として熊本が選ばれました。これまで、県議会での決議を初め、県経済界、

県民の皆様が熱意を持って誘致活動に取り組んでいただいたことに対して感謝申し上げます。

これから、関係団体や県民とスクラムを組み、万全の体制で大会を迎えられるよう、しっかりと準備を進めていきたいと考えております。引き続き、御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、当部における施策の方向性について御説明申し上げます。

本県経済の現状は、景気が回復基調で推移する中、雇用情勢の改善が見られる一方、若者の早期離職や人材需給のミスマッチなど、新たな課題も生じております。

このような中、商工観光労働部の施策の方向性としたしましては、新4カ年戦略の総仕上げと、地方創生に果敢に挑戦し、次の世代につなげていくことが重要だと考えております。

そのため、仕事の確保、創出に向け、小規模事業者等に対する支援強化や、企業の魅力を高め、若者の県内就職を促すブライツ企業の認定、また、企業の本社機能を地方へ移転するための誘致活動など、さまざまな施策に早急に取り組めます。

また、交流人口の拡大に向け、県内企業の海外展開の支援や国内外からの観光客誘致の促進、積極的なポートセールス等を通じた人、物の交流を活性化させ、本県の拠点性をさらに高めていくとともに、国際スポーツ大会を見据え、発信力の強化や認知度向上を図ってまいります。

こうした方向性を踏まえ、経済対策を活用した2月補正予算とあわせて、これから御説明いたします平成27年度当初予算による取り組みにより、幸せを実感できる熊本の実現に向け、取り組んでまいります。

それでは、商工観光労働部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、予算関係5

議案、条例議案1議案でございます。

平成27年度当初予算でございますが、新4カ年戦略の最終年度を見据え、加速化、見える化、核心を突く、の3視点でさらなる取り組みの重点化を図り、一般会計で306億6,900万円余、中小企業振興資金特別会計など4特別会計で20億3,700万円余、総額で327億600万円余の予算を計上いたしております。

当初予算の主な内容につきまして、新4カ年戦略に掲げる当部の主な取り組みに沿って御説明いたします。

まず、活力を創る取り組みのうち、ビッグチャンスを生かす取り組みにつきましては、小規模事業者に対する支援の加速化を図ります。特に、創業や事業承継、経営力強化等に取り組む小規模事業者向けの融資制度を拡充し、金融面からの支援を強化することとしております。

また、イノベーションによる新たな成長の実現に向け、次世代耐熱マグネシウム合金や有機エレクトロニクス関連分野等における技術力向上や試作品開発など、事業化に向けた取り組みを支援いたします。

あわせて、企業誘致においては、研究開発部門の誘致やフードバレー構想の推進に向けた食品関連企業の誘致に積極的に取り組むとともに、産業界や教育機関等と連携し、県内企業のニーズや技術の高度化に対応した人材育成にも引き続き取り組んでまいります。

さらに、九州観光の拠点を目指し、2019女子ハンドボール世界選手権大会、ラグビーワールドカップ2019を初めとする国際スポーツ大会の成功やキャンプ誘致の実現に向けた取り組みを進めます。

また、この好機を最大限に生かし、国内とあわせ、アジアを中心とした海外からのさらなる観光客誘致につながるよう、情報発信力の強化や認知度向上等に取り組んでまいります。

次に、活力を創る取り組みのうち、地域力

を高める取り組みにつきましては、くまモンを活用した企業との連携等により、くまもとプロモーションを推進し、本県のさらなる認知度向上に取り組むとともに、海外展開など新たなフロンティアの開拓に積極的に取り組んでまいります。

次に、活力を創る取り組みのうち、未来型エネルギーのトップランナーを目指した取り組みにつきましては、今年度中に燃料電池自動車普及促進計画を策定し、来年度は、パッケージ型水素ステーションの整備と燃料電池自動車1台の導入を予定しております。

このような取り組みを通じ、市町村や民間事業者に対して、積極的に燃料電池自動車の普及啓発を図ってまいります。

次に、アジアとつながる取り組みにつきましては、海外事務所やビジネスアドバイザー等の活用により、県内企業の海外展開を引き続き支援してまいります。

また、熊本港、八代港のさらなる利便性向上と利用拡大に向け、荷主企業、運航会社に対する支援を引き続き行うとともに、地域活性化や経済の振興に資する外国クルーズ船誘致に積極的に取り組んでまいります。

次に、安心を実現する取り組みにつきましては、働く意欲のある女性や若者、高齢者等の就職を支えるため、ジョブカフェやしごと相談・支援センター等での総合的な就職支援に引き続き取り組んでまいります。

以上が平成27年度当初予算の主な内容でございます。

次に、条例議案でございますが、熊本県中小企業従業員住宅貸付条例を廃止する条例の制定について提案しております。

このほか、阿蘇砕石場の終掘に向けた取り組みについて御報告させていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○高口商工政策課長 商工政策課でございます。

委員会説明資料の50ページをお願いいたします。

まず、商業総務費1億1,802万円余を計上しております。

説明欄の1、職員給与費1億162万円余についてでございますが、職員給与費につきましては、現在所属しております職員をもとに算出した給与額を来年度当初予算に計上しているものでございます。

なお、職員給与費につきましては、この後説明いたします各課も同様でございますので、各課長からの説明につきましては省略させていただきます。

次に、2の商業指導費1,640万円余につきましては、(1)の商工業企画調整費から(3)の商工観光労働部政策調整事業までは、商工観光労働部の施策に関する調査検討に要する経費でございます。

(4)の商工観光労働部長秘書事務委託業務につきましては、全庁的に導入されております各部局長の秘書業務に関する委託に関する経費でございます。

次に、51ページをお願いいたします。

大阪事務所費6,912万円余につきましては、職員給与費並びに大阪事務所における管理運営活動に要する経費でございます。

次に、福岡事務所費2,314万円余につきましては、事務所における管理運営活動に要する経費とともに、来年度も引き続き市町村から派遣予定の職員の給与費等の人件費として派遣元の市町村に支払う負担金でございます。

なお、市町村派遣職員負担金につきましては、この後説明しますエネルギー政策課、観光課、国際課、ブランド推進課も同様でございますので、各課長からの説明については省略させていただきます。

以上、商工政策課といたしましては、27年

度当初予算2億1,030万2,000円をお願いしているところでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○伊藤商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

資料52ページをお願いいたします。

一般会計でございます。

まず、商業総務費でございますが、右の説明欄をごらんください。

商業指導費としまして1,810万円余を計上しております。

主なものとしましては、(2)の商店街まちづくり推進事業でございますが、商店街のソフト事業や環境整備に要する事業費補助でございます。

次に、中小企業振興費でございますが、21億8,629万円余を計上しております。

説明欄をごらんください。

2の金融対策費につきまして176億6,402万円を計上しております。

主なものとしましては、(1)の中小企業金融総合支援事業でございますが、これは、制度融資における既存の融資及び新規融資枠205億円の運用に必要な預託金等でございます。

次に、53ページの説明欄をお願いいたします。

(3)の小規模事業者等経営力強化支援事業(持続的発展)でございますが、40億1,999万円余を計上しております。

これは、中小企業の経営力強化を図るための制度融資でございます。チャレンジサポート資金の新規融資枠20億円及び小規模事業者おうえん資金の新規融資枠50億円の設定に必要な経費でございます。

なお、小規模事業者おうえん資金につきましては、小規模事業者支援の強化を図るため、金利保証料の引き下げを行うこととして

おります。

3の中小企業団体等補助金につきましては1億3,505万円余を計上しております。

主なものとしましては、(1)にあります組織化指導費補助で、中小企業団体中央会に対する人件費、事業費の補助でございます。

4の運輸事業振興助成費につきましては、トラック協会に対する補助として2億4,215万円余を計上しております。

5の中小企業振興指導事業費につきましては15億780万円余を計上しております。

主なものとしましては、次の54ページをお願いいたします。

54ページ説明欄にあります(3)の小規模事業者等経営力強化支援事業(成長発展)でございますが、これは、創業や事業承継に取り組む事業者を支援するための制度融資としまして、新規融資枠25億円の設定に必要な経費でございます。

27年度の制度融資全体の新規融資枠としましては、先ほど御説明いたしました中小企業金融総合支援事業による205億円、それから、小規模事業者等経営力強化支援事業の持続的発展分として75億円と合わせまして、総額で300億円を確保しているところでございます。

6の小規模事業者対策費補助でございますが、20億8,494万円余を計上しております。

(1)にあります商工会商工会議所・商工会連合会の人件費、事業費等の補助としまして20億6,994万円余を計上しております。

また、(2)にありますように、地域資源を活用した事業に積極的に取り組む商工団体への補助としまして1,500万円を計上させていただいております。

次に、中小企業指導費でございますが、事務経費及び職員の研修経費等でございます。

その下の中小企業振興資金特別会計繰出金につきましては、運用利息を貸付事務費等に充当するため、特別会計に繰り出すものでご

ざいます。

以上、一般会計で218億2,789万6,000円となっております。

次に、55ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計でございます。

まず、中小企業振興資金助成費でございますが、8,199万円余を計上しております。

説明欄をごらんください。

主なものとしましては、2にあります中小企業振興資金に係る延滞債権の回収業務に要する経費及び3にあります国から借り入れました小規模企業者等設備導入資金貸付金の返納金でございます。

次に、下の元金及び次のページ、56ページをお願いいたします。

利子及び公債諸費でございますが、これにつきましては、説明欄でございますように、中小企業基盤整備機構からの借入分などを同機構へ償還するものでございまして、償還計画に従いまして、それぞれ所要額を計上させていただきますいております。

一番下の一般会計繰出金につきましては、償還金のうち県の負担分を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、特別会計で19億1,356万5,000円をお願いしております。一般会計と合わせました総額は、237億4,146万1,000円となっております。

次に、57ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

まず、中小企業対策融資損失補償でございますが、制度融資に係る貸付先に債務不履行が生じた際に信用保証協会が保証債務の履行をした場合、その損失の一部を補償するもので、平成27年分といたしまして、新規融資枠300億円のうち、損失対象部分260億円に対し、1億1,920万円の債務負担の設定をお願いするものでございます。

次の中小企業協同組合等設備投資促進利子助成でございますが、これは、事業の高度化

に取り組む協同組合等が、経営革新計画の承認を受け、設備投資に必要な資金を借り入れた場合に、利子の一部を助成するものでございまして、1,200万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

商工振興金融課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○松岡労働雇用課長 労働雇用課でございます。

資料の58ページをお願いいたします。

まず、労政総務費で1億7,302万円余をお願いしております。

主な事業を御説明いたします。

説明欄2、労政諸費の(3)労働局との一体的実施事業ですが、主に再就職を希望する女性や中高年齢の方々に対して、仕事探しのカウンセリングから生活相談、職業紹介、就職後のフォローアップまで一連の支援を労働局と連携してワンストップで提供するものでございます。

続きまして、恐縮ですけれども、1ページ飛ばしまして、60ページをお願いいたします。

労働福祉費で328万円余をお願いしております。

主な事業は、説明欄1労働福祉費の(2)女性の就労総合支援事業ですが、女性が働きやすい環境づくりのための啓発研修、アドバイザー派遣などを行う事業でございます。

次に、下段の失業対策総務費で10億1,317万円余をお願いしております。

この予算科目は、前年度と比べますと16億7,377万円余のマイナスとなっておりますが、後ほど説明いたします緊急雇用創出基金の関係事業費が、今年度よりも17億円余り減額となることによるものでございます。

主な事業としましては、次の61ページをお願いいたします。

説明欄(4)障害者就業・生活支援センター

事業ですが、これは、障害者が就労できる事業所の開拓や訓練のあっせん、さらには就業するための生活面の指導などを委託により実施するものでございます。

(5) ジョブカフェ関連事業は、水前寺駅ビルのジョブカフェくまもと、それと各地域振興局に設置しておりますジョブカフェ・ブランチの運営に要する経費でございます。

ジョブカフェくまもとでは、高卒未就職者の早期就職に向けた支援のほか、各ブランチでは、昨年から、ハローワークの求人情報を活用した無料職業紹介事業にも取り組んでおりますので、引き続き地域での就労支援に力を入れていきたいと考えております。

(6) 若者自立支援事業は、いわゆるニートと呼ばれる若年無業者を対象とした相談窓口、若者サポートステーションに対する事業で、利用者の就労体験などに要する経費でございます。

(7) 将来の『夢＝仕事』発見事業は、キャリア教育の支援を目的としたもので、専修学校と連携した高校生の職業体験、あるいは大学生向けのインターンシップ事業を行っております。

来年度は、新たに小中学生を対象として、地域での職業講話、あるいは職業体験にも取り組みたいと考えております。

最後の(8)人材確保対策事業ですが、県外からの労働者の受け入れを促進するために、東京と熊本にUターンアドバイザーを配置するものでございます。

続きまして、62ページをお願いいたします。

(9)と(10)が緊急雇用創出基金の関係事業となります。(9)が県事業分、(10)が市町村事業への補助事業でございます。この基金事業につきましては、厚労省の交付により実施しておりますが、本会議でも御質問いただきましたが、今回計上している平成27年度事業をもって終了する予定でございます。

次に、新規事業として、(11)熊本県ブライト企業推進事業をお願いしております。

本事業は、先議の経済対策分でも計上しては、当初予算分につきましては、緊急雇用創出基金を財源として実施する事業でございます。また、(9)の事業費から外出しして計上させていただいております。御承認いただいております経済対策分の事業と連動させて、企業の職業改善の取り組みを後押ししていきたいと思っております。

次に、(12)の戦略産業雇用創造プロジェクト事業ですが、製造業の振興を起爆剤として、良質な雇用創出を目的に、今年度から実施しているものでございます。3カ年事業として厚労省から採択を受けておりますので、来年度は2年目となります。着実な雇用創出につなげていきたいと考えております。

以上、27年度当初予算につきましては、次ページとなりますけれども、労働雇用課全体で11億9,004万9,000円の予算をお願いしております。

続きまして、少し飛びまして、102ページをお願いいたします。

条例等関係議案でございます。

議案第74号熊本県中小企業従業員住宅貸付条例を廃止する条例の制定について説明いたします。

この条例は、県が厚生年金保険積立金の還元融資を受けて建設した住宅を中小企業の事業主に貸し付けるものでしたが、貸付事業が全て終了して、一部残ってございました老朽化した住宅が1棟ございましたが、それも解体撤去がこのたび完了いたしましたので、条例の廃止を提案させていただいております。

労働雇用課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山口ゆたか委員長 ここで、昼食のため、休憩いたします。

再開は、午後1時0分といたします。

午後0時0分休憩

午後1時0分開議

○山口ゆたか委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○石貫産業人材育成課長 それでは、産業人材育成課でございます。

資料の64ページをお願いいたします。

まず、職業訓練総務費で1億8,770万円余をお願いしております。

内訳といたしまして、説明欄2、職業能力開発業務運営指導費として2,094万円余をお願いしております。

主な事業といたしまして、(2)の産業人材強化推進事業でございますが、人材の育成、確保に係る企業からの相談に対応するコーディネーターの配置、教育訓練に係る指導者の派遣及び情報ポータルサイトの運営経費として923万円余を計上しております。

また、説明欄(4)の、これは新規事業でございますが、次期熊本県労働・人材育成計画策定調査事業でございます。

現計画が平成27年度までとなっておりますことから、次期計画策定のために必要な労働力の需給動向等に関する調査経費といたしまして298万円余を計上しております。

次に、説明欄の一番下でございます。3、認定訓練事業費でございます。

これは、民間で行っております認定職業訓練に対する運営費助成等に要する経費といたしまして6,458万円余を計上しております。

次に、65ページをお願いいたします。

説明欄4、技能向上対策費で3,683万円余をお願いしております。

主な事業といたしまして、(1)の技能検定事業費でございますが、技能検定試験の業務を行う県職業能力開発協会に対する補助経費として2,938万円余を計上しております。

続きまして、66ページをお願いいたします。

職業能力開発校費といたしまして8億9,232万円余をお願いしております。

主な事業といたしまして、3、職業能力開発事業費でございます。7億3,908万円余をお願いしております。

これは、説明欄(1)から、次のページ、67ページの(7)までの高等技術専門校におきます施設内訓練あるいは離職者等への委託訓練に要する経費でございます。

続きまして、同じく67ページ下段の技術短期大学校費でございます。4億3,793万円余をお願いしております。

このうち、2、短大運営費でございますが、主な事業といたしまして、(1)の技術短期大学校管理運営費で、管理運営及び教育訓練に要する経費といたしまして1億8,282万円余を計上しております。

また、次の68ページになりますが、(2)の技術短期大学校教育対策事業といたしまして、各種実習機器の整備、更新に必要な経費6,191万円余を計上いたしております。これは、産業用ロボット実習機等の整備を行うこととしているものでございます。

以上、平成27年度当初予算につきまして、課全体で15億1,795万9,000円をお願いしております。

続きまして、69ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

離職者訓練等委託業務でございますが、これは、離職者を対象とした訓練に関する業務の委託契約を28年度までの複数年契約とするため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

産業人材育成課は以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○古森産業支援課長 産業支援課です。

資料の70ページをお願いします。

まず、農業総務費ですが、食品加工研究所が工業技術センターと統合し、現在は産業技術センター食品加工室として活動しています。その活動に係る運営管理及び研究開発等に要する経費として1,146万円余をお願いします。

71ページをお願いします。

工鉱業振興費ですが、説明欄1の工業振興費において、10の事業で2億7,430万円余をお願いします。

主なものは、(3)の事業革新支援センター事業として、新分野への進出や販路開拓など、県内企業が取り組んでいる事業革新を支援するくまもと産業支援財団が行う事業を補助するものです。

(6)の地場企業立地促進費補助は、地場企業の県内における工場等の新增設及び新規雇用を促進するため、誘致企業と同等の助成を行うものです。

72ページをお願いします。

(10)のバイク振興事業は新規事業で、バイク・ラブ・フォーラムの開催等に要する経費です。

バイク・ラブ・フォーラムは、経済産業省の呼びかけにより、国内の各自治体や二輪関係団体などにより共同で開催される会議で、平成25年度から毎年開催されています。平成25年度は三重県鈴鹿市で、平成26年度は静岡県浜松市で開催され、平成27年度は9月に熊本県で開催される予定です。

続いて、2の鉱業振興費で4,316万円をお願いします。

(3)の阿蘇採石場防災対策事業は、新規事業です。これは、平成28年12月末の阿蘇採石場の終掘に向けて、防災上の観点から実施する排水路工事等に要する経費です。

73ページをお願いします。

計量検定費ですが、4,396万円余をお願いします。

産業技術センター計量検定室の運営管理、タクシーメーターなど、計量法に基づく特定計量機器の検定、検査などに要する経費です。

74ページをお願いします。

産業技術センター費として6億182万円をお願いします。

まず、説明欄2の管理運営費ですが、庁舎の管理や試験研究機器の保守、修繕に要する経費です。

次に、3の試験研究費は、説明欄に記載のとおり、いずれも研究開発に要する経費です。

(1)、(2)、(5)、(6)は、産業技術センターの各研究部門において実施するもの、(3)と(4)は、国や企業などの外部資金を積極的に活用するもので、採択された場合のマックスの数字を計上しています。

(7)は、若手研究者を活用し、有機薄膜等の分野における革新的技術の創出を推進するもの、(8)は、農産物等の加工性や食品の保存性機能等について、最新技術を結集し、高付加価値化につながる要素技術を開発することにより、フードバレー構想を後押しするものです。

76ページをお願いします。

4の技術指導事業費として、7つの事業を上げております。

(1)は、コンピューターネットワークシステムのリースなど運用管理に要する経費、(2)、(3)、(4)、(7)は、一般支援事業として県内企業の技術指導や分析試験等に要する経費、(5)、(6)は、設備機器導入に要する経費です。

77ページ下段をお願いします。

新事業創出促進費ですが、4,407万円をお願いします。

産学官連携のもと、ベンチャー企業の育成や技術革新により新たな産業を創出していくもので、8つの事業があります。

主なものは、次の78ページの(5)の次世代マグネシウム合金拠点化推進事業で、これは、熊本大学で研究開発をしました次世代耐熱マグネシウム合金について、本県における拠点化推進や地域企業連携による実用化に向けた実証の支援に要する事業です。

(7)の有機エレクトロニクス産業・事業化促進事業は、これまでの県内外の大学、企業等の連携により具体化してきた有機薄膜関連技術において、県内企業による事業化に向けた試作品開発・製造に対して支援する事業です。

79ページをお願いします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計ですが、30万円をお願いしております。これは、阿蘇ソフトの村の用地の活用のための調査等に要する経費です。

以上、当初予算として12億8,371万4,000円をお願いしております。

産業支援課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いします。

○村井エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

説明資料の80ページをお願いいたします。主な事業を中心に説明させていただきます。

まず、計画調査費でございます。

右説明欄、エネルギー対策費では、9,265万円余の予算をお願いしております。

(1)の電源立地地域対策交付金事業につきましては、水力発電のある電源立地市町村に対する国からの交付金の交付や、交付金を活用した事業の検査、指導等を行うものでございます。

3段目の工鉦業振興費では2億358万円余の予算をお願いしております。

(2)の省エネルギー推進事業につきましては、県内の小規模事業者など中小企業における省エネ設備の導入及び家庭におけるゼロエネルギーハウスの導入に対し、支援する事業

でございます。

続きまして、81ページをお願いいたします。

(4)の市町村モデル地域支援事業につきましては、新エネルギーの導入、省エネルギーの推進などに積極的に取り組む市町村に対して支援を行う事業でございます。今年度までに7地域、8市町村の支援を行っており、来年度におきましても一層の拡充を図ってまいりたいと考えております。

(6)の燃料電池自動車普及促進事業につきましては、燃料電池自動車1台の購入及び燃料を供給するパッケージ型水素ステーションの整備を行うこととしております。また、今年度中に策定を予定しております燃料電池自動車普及促進計画に基づきまして、普及促進を行いますとともに、県内関連産業の振興を図ることとしております。

次に、新事業創出促進費では471万円余の予算をお願いしております。

くまもと県民発電所推進事業につきましては、県民や県内事業者、地域が県内の自然エネルギーを生かした発電事業に参画し、その恵みを受受する県民発電所構想の推進のための事業でございます。

以上、エネルギー政策課当初予算としまして、合計3億9,031万7,000円の予算をお願いしております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○寺野企業立地課長 企業立地課でございます。

資料の82ページをお願いします。

一般会計です。

まず、中小企業振興費ですが、説明欄の産業支援サービス業等集積促進事業に1億2,019万円余を計上しております。

これは、コールセンターを初めとする産業支援サービス業の誘致に要する経費でございます。これまで誘致した企業への補助金等

でございます。

次に、工鉦業総務費のうち、説明欄2の企業誘致促進対策事業費につきまして25億5,622万円余を計上しております。

(1)の企業誘致事業ですが、これは新規の企業訪問と企業誘致に係る活動費でございます。

(3)の企業立地促進資金融資事業でございますが、これは、県内に事業所等を設置する企業に対しまして、資金を融資する制度でございます。

(4)の企業立地促進費補助20億38万円でございますが、これは、誘致企業が事業所の新設、増設により一定規模以上の設備投資と雇用増を行った場合に、その実績に応じて補助するものでございます。

83ページをお願いします。

(6)の創造的企業誘致推進事業でございますが、これは、知の集積を進めるための研究開発型企業の誘致などに関する経費でございます。

(7)の戦略的ポートセールス推進事業でございますが、熊本港、八代港の利活用を推進するため、国際コンテナ定期航路の新規就航や増便を行う船会社に対する助成や、海外での両港の認知度向上のためのポートセミナーなどに関する経費でございます。

(8)国際コンテナ利用拡大助成事業でございますが、熊本港及び八代港を利用する荷主企業に助成を行い、利用拡大を図るための経費でございます。

(9)フードバレー構想推進企業誘致事業は、食品展示会の出展など、県内の企業誘致に係る経費でございます。

下段の高度基盤整備特別会計繰出金ですが、これは内陸型工業団地への繰出金でございます。

一般会計では、総額28億6,311万1,000円を計上しております。

84ページをお願いします。

港湾整備事業特別会計でございますが、説明欄のポートセールス推進事業費は、熊本港、八代港の利用促進を図るための活動費でございます。

85ページをお願いします。

臨海工業用地造成事業特別会計でございます。

説明欄の中ほど、(2)の企業立地関連基盤整備事業費補助につきましては、企業立地に関連する基盤整備を行う市町村に対する補助でございます。そのほかは、八代、有明、熊本のそれぞれの臨海工業用地の管理と分譲に要する経費でございます。

臨海特別会計で、総額3,022万6,000円を計上しております。

86ページをお願いします。

高度基盤整備特別会計でございます。

このページと次のページ87ページのセミコンテクノパーク建設事業費につきましては、内陸工業団地の分譲の促進に要する経費及び管理費でございます。

87ページ2段目をごらんください。

工業団地整備事業費でございますが、これは、市町村が行います工業団地整備を支援するための調査等の経費でございます。

次の元金と利子につきましては、臨空テクノパークと菊池テクノパーク建設に係る起債償還に要する経費でございます。

88ページをお願いします。

2段目の一般会計繰出金でございますが、これは、工業団地に係る一般会計貸し付けの償還のための繰出金でございます。

高度基盤整備特別会計は、総額で8,900万2,000円を計上しております。

企業立地課といたしまして、一般会計、特別会計合わせまして、29億8,635万2,000円を計上しております。

89ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

企業立地促進補助金の年度間の支払いを平

準化するために、補助金の分割交付を実施することに伴いまして、平成28年度から31年度までに12億円の債務負担をお願いするものでございます。

企業立地課は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○中川観光課長 観光課でございます。

資料の90ページをお願いいたします。

観光費としまして5億217万円余を計上しております。

説明欄をごらんください。

まず、2、観光客誘致対策費として3億330万円余を計上しております。

主なものについて説明させていただきます。91ページのほうをお願いいたします。

(9)ようこそくまもと観光立県推進計画展開事業として2億2,150万円ちょうどを計上しております。

これは、県の観光計画に基づく国内、国外向けのプロモーション活動に要する経費でございます。国内誘客対策としては、交通事業者や旅行会社とのタイアップによる各種キャンペーンなど、また、海外誘客対策としては、主に東アジア、東南アジアをターゲットとした観光PR活動に取り組む経費でございます。

次に、(10)M I C E等誘致促進事業として2,554万円を計上しております。

これは、本県への観光客の増加、熊本の認知度向上に向け、大型コンサートや大規模スポーツ、イベント、本県を舞台とした映画の制作・ロケなど、県内誘致を進めるための経費でございます。

次に、(11)2019女子ハンドボール世界選手権大会推進事業として2,520万円余を計上しております。

これは、2019年に本県で開催される女子ハンドボール世界選手権大会に向けて、大会基本計画概要の検討や広報活動等を進めるため

の経費でございます。

92ページをお願いいたします。

(12)オリンピック・パラリンピックキャンプ誘致推進事業として870万円を計上しております。

これは、オリンピック・パラリンピックキャンプ誘致に向けた情報収集、広報活動等を進めるために要する経費でございます。

次に、観光基本計画促進費として3,046万円余を計上しております。

これは主に、観光統計調査や野外コンサート施設アスペクタの運営に要する経費でございます。

93ページをお願いいたします。

4、観光施設整備事業費として1,359万円余を計上しております。

これは、県内の観光地へ誘導する観光標識や観光案内板等の整備を進めるための経費でございます。

以上、観光課当初予算としまして、総額5億217万6,000円を計上いたしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○磯田国際課長 国際課でございます。

資料の94ページをお願いいたします。

2段目の諸費につきましては1億4,245万円余の予算を計上しております。

説明欄をごらんください。主なものについて説明させていただきます。

2の国際協力推進費は、ブラジルなど海外への移住者の指定など、留学生や技術研修員として県内の大学や事業所で受け入れるための経費でございます。

3の国際交流推進費につきましては4,954万円余を計上しております。

主なものとしては、(1)姉妹友好交流事業は、友好提携先である広西壮族自治区など3地域との友好交流に要する経費、(2)国際交流団体等補助事業は、国際交流団体に対する助成や一般財団法人自治体国際化協会に対す

る負担金でございます。

95ページに移りまして、(3)国際交流活性化推進事業は、中国語、韓国語などの通訳の設置等に要する経費、(4)国際交流海外派遣事業は、友好提携先である忠清南道への職員の派遣に要する経費でございます。

4の(2)旅券発給事務費3,264万円余は、旅券の審査、作成事務の委託や市町村への移送等に要する経費でございます。

5の国際化環境整備推進費592万円余は、(1)国際相談コーナー運営費、それから96ページに移りまして、(3)北朝鮮拉致問題啓発事業等に要する経費でございます。

続きまして、下の段の商業総務費をごらんください。

1、貿易振興費につきまして7,012万円余の予算を計上しております。

主なものとしましては、97ページでございますが、(3)海外拠点運営事業は、熊本上海事務所及び広西壮族自治区の熊本広西館の運営に要する経費、(4)海外ビジネス支援アドバイザー運営事業は、シンガポール、香港、台湾に配置しておりますビジネスアドバイザー及びASEAN諸国におけるスポットアドバイザーに要する経費でございます。なお、27年度は、新たに台湾・高雄市との交流をさらに促進するために、旅行関係に精通したアドバイザーを設置することとしております。

(5)海外ビジネスチャレンジ研修支援事業は、海外展開を進めようとする中小企業等の若手社員向けの研修費用の一部を助成する経費でございます。

以上、国際課合計3億2,352万円余を計上しております。なお、昨年度と比較して3,037万円余の減額となっておりますが、これは、中国や台湾、ASEAN、香港における経済交流関係事業について、拡充の上、2月補正予算の経済対策分に前倒しで予算計上した関係で、減額になったものです。

国際課は以上でございます。御審議のほど

よろしく願いいたします。

○成尾くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課でございます。

説明資料98ページをお願いいたします。

まず、計画調査費で4,836万円余をお願いしております。

説明欄のほうをお願いいたします。

開発促進費といたしまして、2つの事業がございます。くまモンのイラスト等の利用許諾業務委託に要する経費、それから、くまモンを活用いたしました県内のプロモーションや情報発信の費用等を計上しているものでございます。

次に、商業総務費で4億4,184万円余をお願いしております。

これは、加工食品等を中心とします県産品の販路拡大やプロモーション、伝統工芸産業の振興を行うための経費ですが、主なものを説明いたします。右のほうをごらんください。

まず、物産振興費でございます。11事業で2億3,077万円余をお願いしております。

99ページですが、主なものとしましては、(4)の物産展示場運営事業につきましては、熊本市桜町にあります熊本県物産館の賃料等の負担金でございます。

次に、(6)県産品販路拡大強化支援事業につきましては、県産品の販路拡大に向けた大都市圏でのPRやブランド力向上の取り組みに係る経費を計上しております。

(7)のくまもとプロモーション推進事業及び100ページになりますが、(10)のくまモン隊の管理運営事業につきましては、首都圏、関西及び福岡地域等におけるくまモンを活用いたしましたくまもとプロモーション及び県内を含めましたくまモン隊の活動に係る経費を計上しているものでございます。

100ページ(11)のくまモンスクエア管理運営事業につきましては、くまモンスクエアの

指定管理委託等に係る経費を計上しているものでございます。

次に、伝統工芸振興費といたしまして、4事業、8,556万円をお願いしております。

(1)につきましては、新規事業でございますが、伝統工芸館の施設整備の更新、維持補修や保全計画の策定に係る経費を計上しているものでございます。主に空調設備のオーバーホールやエレベーターの維持補修の経費でございます。

次に、(2)から(4)に関しましては、熊本県伝統工芸館の管理運営費や伝統工芸品に係る国の指定を受けました団体の意匠開発等に対する助成費用等を計上しているものでございます。

次に、工鉱業総務費でございます。6,523万円余をお願いしております。

これは、熊本産業展示場の施設整備の更新、維持補修等に要する経費といたしまして、単年度の新規ということで計上しております。こちらも、空調設備のオーバーホールですとか、駐車場のラインの補修等に使用する経費でございます。

最後に、工鉱業振興費ですが、503万円余を計上しております。

これは、産業展示場の施設の修繕及び指定管理者における管理状況の確認等に要する経費を計上しているものでございます。

以上、くまもとブランド推進課といたしましては、課合計5億6,048万9,000円をお願いしているところでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口ゆたか委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願いします。

○古里企業局長 それでは、企業局でございます。

議案の説明に先立ちまして、企業局が所管します3事業の最近の経営状況について御報告申し上げます。

電気事業でございますが、荒瀬ダム撤去事業については、今年度は、右岸側のダム基礎部分の撤去を進めており、今年度末には、みお筋部分において、ダム建設前の川の流れが復元される予定でございます。

引き続き、安全と環境に配慮しながら、工事を着実に進めてまいります。

また、主力発電所でございます市房、緑川の4つの発電所の老朽化と国が推進します電力の自由化への対応が課題となっております。

そこで、今般、老朽設備の更新による電力の安定供給を図るとともに、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度FITを活用して、経営基盤の強化を図りたいというふうに考えております。

次に、工業用水でございますが、引き続き未利用水の解消に努めるとともに、有明工業用水道事業の上の原浄水場の設備更新や八代工業用水道事業における導水管の耐震化など、老朽化した施設設備の改良についても着実に進めていきたいと考えております。

最後に、駐車場でございますが、堅実な黒字決算を継続しておるところでございます。利用台数も徐々に回復してきております。

27年度は、エレベーター等一部設備の更新や照明のLED化を進めますとともに、28年度からは指定管理者制度に移行して、さらに利用者サービスを向上させ、利用者増につなげていきたいというふうに考えております。

それでは、今回御提案申し上げます議案の概要について御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、平成27年度熊本県電気事業会計予算など予算関係3件と条例関係1件でございます。

説明資料の104ページをお願いしたいと思います。

平成27年度当初予算の総括表でございます。3事業会計の当初予算についてまとめた総括表でございます。

まず、左側でございますが、電気事業収益的収支につきましては、収入として15億7,500万円余、また支出として15億700万円余を見込んでおります。その結果、損益については6,800万円余の利益を見込んでおります。

次に、工業用水道事業でございますが、収益的収支につきましては、有明、八代及び苓北の3工業用水道で、収入としまして11億5,300万円余、支出としまして12億2,900万円余で、損益として7,500万円余の損失を見込んでおります。

有料駐車場の収益的収支につきましては、収入として1億3,100万円余、また支出として9,100万円余で、損益として4,000万円余の利益を見込んでおるところでございます。

このほか、電気事業会計において市房及び緑川発電所の設備更新、工業用水道事業において有明工業用水道の導水ポンプ設備更新等に係る債務負担の設定をお願いしております。

また、条例関係議案としまして、熊本県有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例を御提案いたしております。

このほか、第4期経営基本計画の策定及び荒瀬ダム本体等撤去工事の進捗状況についても御報告させていただきます。

詳細につきましては、次長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○五嶋企業局次長 それでは、引き続き、説明資料の105ページをお願いいたします。

電気事業会計の収益的収支でございます。

収益的収入は、15億7,500万円余でございます。

内訳は、右の説明欄をごらんください。

主な収入であります電力料金収入15億3,40

0万円余のほか、受け入れ利息、雑収益及び長期前受け金戻入となっております。支出は、15億700万円余でございます。内訳は、職員給与費、発電所の維持運営費等のほか、荒瀬ダムに関連する費用を計上しております。

荒瀬ダム関連費につきましては、消費的な費用を計上しており、内訳は、設計等の委託費や専門委員会等の会議開催経費として980万円、荒瀬ダム管理所等、施設の維持運営費として2,300万円余となっております。損益につきましては、6,800万円余の利益を見込んでいます。

なお、支出におきまして、前年度に比べ2億9,500万円余少なくなっておりますが、これは、2の発電所維持運営費等のうちの特別修繕引当金繰入額につきましては、主力発電所であります市房第一、第二、緑川第一、第二の4発電所の発電設備の全面更新の時期が決定しましたことにより、前年に比べ1億700万円余減少したこと、それと、6の荒瀬ダム関連費のうちの固定資産除却損につきまして、平成26年度は、ゲート等売却のため、1億6,600万円余計上していたものが、平成27年度は、その分が減少したことなどによるものでございます。

106ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

まず、建設改良費でございますが、右の説明欄をごらんください。

1の荒瀬ダム関連費につきましては、工事費等として5億3,800万円余を計上しています。

内訳は、ダム本体等撤去工事、ダム上流の浸水対策としての道路のかさ上げ、路側構造物の補強等でございます。これらの事業に係る財源につきましては、国からの交付金など2億3,800万円余を見込んでおられるところでございます。

このほか、事業を実施するに当たり、一般会計等に支払う負担金としまして8,400万円

余、荒瀬ダムに従事する職員の給与費等として4,200万円余を計上しております。

また、2の建設改良工事でございますが、荒瀬ダムを除きました発電所における工事費等として6億6,300万円余を計上しております。

主な内容は、幸野ダムのゲート自動制御装置の取りかえ、各発電所の監視カメラシステム等の更新、市房及び緑川発電所における土木・鋼構造物の劣化状況の調査及び概略設計等でございます。

これらの建設改良費のほか、企業債の元金償還金や他会計への繰出金等を合わせまして、合計17億3,100万円余を計上しております。

107ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

主力発電所であります市房第一、第二、緑川第一、第二の4発電所につきまして、水車発電機等の主要な発電設備の全面更新を計画しておりまして、その工事費用としまして、平成27年度から平成32年度までの6年間で10億4,100万円余、それと、各発電所の監視カメラシステム等の更新等につきまして、2年間で4億1,400万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、108ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計の収益的収支でございます。

収益的収入は、11億5,300万円余でございます。内訳は、右の説明欄をごらんください。

有明、八代、苓北の各工業用水道事業の給水収益4億6,200万円余のほか、施設を共有しております福岡県等からの受託管理収益、一般会計からの補助金及び長期前受け金戻入等となっております。支出は、12億2,900万円余でございます。内訳は、職員給与費、維持運営費、減価償却費等でございます。損益につきましては、7,500万円余の損失を見込

んでおります。

続きまして、109ページをお願いいたします。

資本的支出です。

建設改良費としまして、有明工業用水道の導水ポンプの設備更新や八代工業用水道の導水管耐震化工事及び苓北工業用水道の受水槽信号受信装置取りかえ等で、合計7億6,500万円余を計上しています。

このほか、企業債の元金償還金、長期借入金償還金、他会計への繰出金を合わせまして、合計16億9,200万円余を計上しております。

110ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

有明工業用水道の導水ポンプ設備更新につきまして、2年間で7億900万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

111ページをお願いいたします。

有料駐車場事業会計の収益的収支でございます。

収益的収入は1億3,100万円余で、駐車料金収入1億2,200万円余のほか、商工団体からの負担金収入や長期前受け金戻入等を計上しています。支出は9,100万円余で、職員給与費、維持運営費、減価償却費等となっております。損益につきましては、4,000万円余の利益を見込んでおります。

次に、資本的支出でございます。

泡消化設備更新、場内電灯のLED化工事及び昇降機更新に伴う建設改良費として9,000万円余を計上しております。

引き続きまして、資料戻りまして36ページをお願いいたします。

資料の36ページでございますが、熊本県有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、熊本県有料駐車場の料金の徴収に関し必要な事項を定めるもので、昭和54年

に制定したものでございます。

改正の内容につきましては、39ページで説明させていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、熊本県有料駐車場の利用促進を図るため、使用料を見直しますとともに、熊本県有料駐車場の管理に指定管理者制度の導入等を図るため、関係規定を整備するものです。

次に、2の改正の内容でございますが、主なものを御説明いたします。

まず、(8)のところをごらんください。

指定管理者制度の導入等を図るため、所要の規定を整備するものでございます。

これは、民間のノウハウを活用して、駐車場のさらなる利用促進を図るため、導入するものです。

このため、料金徴収に関する条例を管理全般を定める条例と変更いたしまして、(1)や(2)で、題名や趣旨を改めるほか、(3)等で、管理条例として最小限必要な規定を加えるなどの整理をしております。

また、(4)でございますが、定期使用料につきまして、随時知事が定めることができることとするものです。

定期使用につきましては、いわゆる月決めのほか、駐車可能時間を指定した定期があり、その形態がさまざまであることから、利用者のニーズに応じた定期を機動的に設定することにより、さらなる利用の促進を図るためのものでございます。

3の施行期日でございますが、平成27年4月1日としております。

なお、指定管理者制度の導入につきましては、平成27年度に指定管理者の募集選定を行い、平成28年4月から指定管理者による管理に移行したいと考えております。

企業局は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○山口ゆたか委員長 次に、労働委員会事務

局長から説明をお願いします。

○白濱労働委員会事務局長 労働委員会でございます。

今回提案しております27年度当初予算につきまして御説明いたします。

説明資料の112ページをお願いいたします。

当委員会の予算は、委員会費と事務局費で構成されております。

まず、委員会費についてでございますが、右説明欄のとおり、委員15名の報酬として2,676万円余を計上しております。

次に、事務局費についてでございますけれども、事務局職員7名に係る職員給与費6,066万円余及び労使紛争の審査、調整、あっせん等を行うための運営費519万円余を計上しております。

以上によりまして、当委員会の予算総額は9,263万円余となっております。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○山口ゆたか委員長 以上で商工観光労働部、企業局及び労働委員会の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。なお、質疑を受けた課は、課名を発言の上、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○城下広作委員 78ページの次世代マグネシウム合金拠点化推進事業、今ちらちらとこのマグネシウムの部分で熊大の分で頑張っておられると聞いているんですが、これが大体どういう形で実用化して、例えば実用化したら熊本のどういう企業がいわゆる稼げるような形になるのかという。ちょっとその辺の可能性というか、見通しというか、熊本で生産が——私もちょっとわからぬけど、生産ができてどうなるのか、この辺をちょっと詳しくもう一回教えていただければと思います。

○古森産業支援課長 マグネシウム関係になりますが、これにつきましては、平成24年10月から、長洲町にあります不二ライトメタル株式会社のほうに、いわゆる鑄造から加工までの一貫の試作工場のほうが完成しております。今こちらのほうで素材を提供して、県内企業を中心にいろいろな試作品開発を行っております。

県のほうも、それに対して、補助金等を交付しまして実用化を支援しております。26年度は、東大阪にあります会社のほうで、ネジですね、これの実用化、そして販売という第1号が実現しております。

まだなかなか、この熊大マグネシウムというものが、素材的には非常にいい特性を持っておりますけれども、値段的にどうしてもちょっと高いものですから、コストを下げる面とあわせて、やっぱりこの特性、よさを生かして、コストはかかっても適するようなもの、例えば、今後、飛行機とかそういうような分野、そういうものに実用化できないかということで、熊大、不二ライトメタルさん、そして地場の企業さんと連携しながら取り組んでいるところです。

以上です。

○城下広作委員 せっかく熊本発という感じだから、熊本の企業でばんばん生産活動ができて、そして熊本で、ある意味ではもうかるというか、そういうふうにならばちょっとやっぱり考えたいなというふうに思うから、ぜひそれは期待したいなというふうに思います。他県で、当然するのも、グローバル化ですから当たり前ですけども、やっぱり熊本で出たら、熊本で製品化になるという、企業がある意味では育つという、それが非常に望ましいのかなと思って、頑張っていたきたいと思っておりますけれども。

いいですか、そのまま。

○山口ゆたか委員長 はい、どうぞ。

○城下広作委員 83ページの例のフードバレー構想の推進。

誘致企業なんですけど、予算が約400万ぐらいですので、まだ具体的に誘致企業がどうこうというのはどうなんだろうかなとか、地場で、もうするのか、例えばよそでいろいろ加工業会社が来るとか、こういう見通しなんていうのはどうなんだろうかと思っております。

○寺野企業立地課長 誘致の実績としまして、平成24年度には、食品関係が八代に1件来ております。25年度は、かわり氷ですね。ロックアイス、これをつくる会社が昨年も操業しております。芦北町でございます。

関連としまして、物流業者の上組さん、八代港、先日協定をしまして、あるいはエーブルさん、地場企業でございますけれども、食品を扱われる、こういう企業が立地協定が進んでおります。

この活動費としましては、食品展示会とかありまして、本県の県南地区を売って、そういうことで少しずつ実績が上がってきているところでございます。

○城下広作委員 この間だったですかね、どこだったのかな、県南フードバレーの何か展示かなんかやってたんですね。忙しいものだから行ってはいないんですけど、どんどんどんどんPRをしながら、県南でそういうのがあるって、そしてそこで大量生産を今度はできるとかというような形で、またぜひ。予算が少なかったから、これはPRの部分で、具体的なそういう分じゃないのかなとちょっと思ったけど、いずれにしろ頑張っていたきたいと思っております。

では、3点目いいですか。

○山口ゆたか委員長 どうぞ。

○城下広作委員 99ページの例のプレミアム商品の開発支援事業、これは、県下でちょっと特徴のあるような形の部分、県下でというか、これ支援事業かな。このプレミアム商品の分を、もうちょっとわかりやすく、これ…（「具体的に」と呼ぶ者あり）はい。具体的にちょっと教えてもらえればと。

○成尾くまもとブランド推進課長 ブランド推進課でございます。

このプレミアム商品開発事業といいますのは、今私どもは、東京でございますこだわりやさんというふうな会社と一緒に商品開発を進めてさせていただいております。特に、自然食品ですとか、国内の素材を使った商品というふうなことで、非常に先方もこだわって、名前のおりこだわりを持って、さまざまなアドバイス、助言をさせていただいているところでございます。

そのような中で、今年度でございますけれども——ちょっとお待ちください。3社というふうなことでしておりますが、例えば、水俣にございますおれんじファーム安田さん、これ、県産のグレープフルーツ果汁を使用しましたグレープフルーツジュースの改良、それから八代にございます善、善悪の善なんですけれども、これ書いておりますが、国産の小麦粉、バター、それから、当初、輸入ものの何というんですかね、お砂糖を使っていたのを、これを国産のてん菜糖というふうなものをを使って、クッキー、ショコラ、マドレーヌ等、こういうふうなものをつくったらどうかとか、それから水俣にございます天の製茶園さんですね。ノンカフェインの紅茶の開発、こういうふうなものを先方と一緒にしながら商品を開発しております。

これらの商品につきましては、例えば県内ですと、いわゆる商品価格というものが、や

はりどうしても高くなるものですから、なかなか需要がないんですけども、東京方面ですと、やはりこういう食品にこだわりを持ったお客様というのが多数おられますので、このこだわりやさん、池袋を中心として大体30店舗東京のほうで展開しておりますが、こういったところで販売がなされているというふうなことでございます。

あわせて、毎年、この年度末の時期には、これら3商品に加えまして、ことしの場合には、新たに県内の20品目をまとめてくまもとフェアも開催していただくというふうなことで、東京を中心として販路拡大のほうに力を入れさせていただいているところでございます。

○城下広作委員 わかりました。いずれも大体県南の分だったですね、やっぱり。

○成尾くまもとブランド推進課長 特に県南というふうにごこだわっているわけでは——ことしは県南地方のこの3社がというふうなことでございます。

○城下広作委員 フードバレー構想に、ある意味ではちょうどリンクしたような形の分だから。わかりました。

○成尾くまもとブランド推進課長 ありがとうございます。

○鎌田聡委員 産業支援課で先ほどマグネシウム合金の話がありましたが、有機のエレクトロニクスですね。こちららもずっと何か県として力を入れてこられていると思いますし、今回も、幾つか事業化促進事業等含めましてあっておりますが、これは、有機の薄膜関連で、県として何かたけてる部分があるのか、これを伸ばすことによってどうなっていくのかということ、少しその辺も教えていただ

きたいと思います。

○古森産業支援課長 有機薄膜事業、この事業について、なぜ熊本県として力を入れていくかということなのですが、一つは、もともと半導体関連につきまして、非常に熊本県としては、そういう事業者が多く、ポテンシャルが高いと。そういう中で、半導体が厳しいと。そういうところで、そのすぐれた技術、そういうものを何かに生かせないか。それと、熊本大学とか崇城大学におきまして、この有機に関する研究が非常に熱心に進められていると。

このようなものを背景にしまして、次世代の熊本県における産業として、有機薄膜というのは可能性があるんじゃないかということで力を入れてまいりました。平成23年から、委員御指摘のとおり力を入れてやっております。

現在は、23年から25年にかけて、文科省の補助を受けまして、地域イノベーション事業というものを取り組んでおりまして、これに基づいた事業化、実用化、こういうものを産学官連携で推進しております。

その中で、やはり今後、事業化、製品化していくことが大事でありますので、既に試作品としまして、一つは報道でも出ましたが、山鹿市におけます山鹿灯籠祭りの上に乗せます灯籠、あの中のライトあたりを、例えばペンライトだったものが有機ELに変わるとか、そうしますと、有機ELというのは面発光しますので、やわらかい感じが出ますので、非常にあちらのイベントに合うとか、そういう特性を生かしまして、県の伝統工芸館の商品ブースのライトにおいてもそういうものを使うとか、そういう特性を生かした実用化もしております。

また、この県の補助事業を活用しまして、高照度光療法の補助器具、いわゆる昼夜が逆転するというような症状の方がいらっしゃい

ますので、そういうのを矯正するというか、そういう器具の開発が既に行われておりまして、その仮出荷というのをやっております。なかなか厳しい状況もありますけれども、そのような形で、熊本県の次世代の産業として今着々と進めております。

以上です。

○鎌田聡委員 ぜひ、いろいろな面で、そういったところで進めていただきたいと思います。特に、半導体関連は、幾つか熊本のほうにも多くの企業が来られてますけれども、出ていってるところもちょこちょこあってますから、こういった新たな分野で頑張っていくというところをぜひつくっていただきたいと思います。

今お伺いしたところによりますと、まだまだ爆発的に広がっているような状況ではないかなと思っていますので、いろいろな面でまた力を入れていただきたいなというふうに思っています。

それと、もう1点よかですか。

○山口ゆたか委員長 どうぞ。

○鎌田聡委員 済みません。水素燃料電池自動車のお話がございました。県として1台購入して、水素ステーションを県庁につくるということだったと思いますけれども、実際、今もう販売がされていると思いますけれども、県内でどうかわかりませんが、今どうなんでしょうか。県内で何台か走っているんでしょうか。

○村井エネルギー政策課長 今市販されている燃料電池自動車、FCV車は、トヨタの「ミライ」だけでございますが、トヨタの「ミライ」については、熊本県内では発売されてないというふうに聞いております。

○鎌田聡委員 価格的にも、かなり500～600万ぐらいですかね。この前、ちょっと私も見たんですけども、高いと思いますので、これの補助金とかが多分幾らか出てくるんだろうと思いますし、水素ステーションを今後つくられて、これは、一般の方が高いのを買われ、「ミライ」でも買われたときに、使えるんですかね、そこのステーションで。どうなんでしょうか。

○村井エネルギー政策課長 今回設置しますコンパクトな水素ステーションにつきましては、余り量的にはたくさんございませんで、商用の水素ステーションとは異なるものと考えております。

ただ、最初の過渡期で、まだ商用の水素ステーションが熊本県内に1軒もない状況のときには、若干の間は民間の方にお分けすることも、そういう場合がないわけではないというふうには考えておりますが、まだきちんと導入もされておきませんので、今後規定を整備していくこととなると思います。

○鎌田聡委員 こういうふうに県のほうでつくられるものですから、できれば民間の人にも、民間というか一般県民も使えるような規定をつくっていただきたいと思ひますし、もしかすると、誰かもう——福岡のほうで売ってあるんでしょう、「ミライ」もですね。あちらで、もしかすると買って、ここで使いたいという方も出てくるかもしれませんので、そういったところに合わせての対応もぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

県として購入するのは、トヨタのこの「ミライ」という車なんですか。

○村井エネルギー政策課長 実際購入するときには、入札等になると思ひますので、どの車を買うかというのは、はっきり決めてはいいないところではございますが、コンパクト型

の水素ステーションにつきましては、岩谷産業とホンダが共同研究してつくって市販するものでございますので、そこからすると、組み合わせとしては、27年度中に市販化されるであろうホンダ車製の可能性が強いのかなというふうには考えております。

○鎌田聡委員 はい、わかりました。

○山口ゆたか委員長 ほかに質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 今地域創生の話がいろいろ出ておりますが、天草の場合、やっぱり観光振興というのが非常に大きな一つのテーマになってくると思うんですけれども、ことし7月かな、三角の西港、来年は、それとジオパークのこともあるし、五橋開通50周年もあるし、天草をアピールするもう絶好のチャンスだと思うんですけれども、富岡製糸場あたりは、世界遺産に指定されて、わっと観光客が——行ってみましたが、それは大したことがないのに爆発的に——いや、その前は何人も来てない。1日5～6人しか来てないところが、1日9,000人も来るといふような、都市圏を控えとるにしても、爆発的に観光客がふえているという流れの中で、天草の観光客、開通から400万、500万ぐらいずっと横ばいなし微減で来ているんですけれども、阿蘇は、同じ数だったやつが、もう1,800万とか1,900万になってきているんですけれども、この際、中川課長、観光客倍増計画ぐらいつくって——私は、天草の地域振興というのは、これにかかっていると思うんですね、ある意味。飛行機も新しく機種を入れるということもありますけれども、ここにもうちょっとポイントを置いて地域政策をつくってほしいと思うんですけれども、現実、世界遺産に向けてどのくらいの観光客の流入あたりを見込んでおられるのか、大体わかりませ

んか。

○中川観光課長 まず、県の観光計画につきましては、平成27年の次年度までが一つの区切りになっておりまして、次年度にまたもう一つ先の計画を立てるようになっております。その中で、特に外国人観光客等も意識して目標設定した計画にしたいと思っております。

今お尋ねの天草につきましては、先議で議決いただきました世界遺産等の冠をつけた特別のキャンペーン事業を想定しておりますので、その中で、世界遺産関連、県内に阿蘇、天草、それから産業遺産等もございませうけれども、そういう事業に取り組んでいきたいと考えております。

具体の天草における人間の目標等につきましては、また地元等ともしっかり協議しながら、県全体の中でどうするかという整理をしていきたいと思っております。

いずれにしても、天草、委員御指摘のように、企業誘致等とかも一生懸命やっている中であって、観光というのが一番まずは手っ取り早く交流人口をふやす手段だと認識しておりますので、天草エアライン、あるいはJR九州の観光列車、それからあそこは船もございませうので、そういう資産を生かしながら、国内外の観光客をふやす取り組みに取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○西岡勝成委員 五橋開通50周年のあれには、何か寿司フェアかなんかを企画しているような話もちょっと聞いたんですけども、その辺をばんばんやってしてほしいと。

もう一つ、観光振興に関してですけれども、これはとつぴな意見かもしれませんが、火力発電所の何というんですか、船をつけるところ、あそこに船を誘致することはできぬですかね。あの辺かなり深さもあるだろうし

……。

○山口ゆたか委員長 誰が知っている人いますかね。

○中川観光課長 あそのの苓北火電のところは、御指摘のように大きな貨物の船をつけられる岸壁等もございませう。が、一義的には九州電力さんが使われているところもございませうので。全体の天草のお客さんの入りは、陸、海、空3方向ございませうので、天草エアライン、それから、先ほどの繰り返しになりますけれども、三角線、あるいはシークルーズ等のいろんな送客手段、それから島原等からのフェリー等も含めまして、トータルの中で国内外の誘客をしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○西岡勝成委員 調査といいますか、相談といいますか。可能性が、バースというんですか、バースを使えるのか。石炭は、毎日持ってくるわけじゃないので、あいてる分を、それとそういう接岸ができるのかな。いろいろ調査はしてもらってもいいですかね。

○寺野企業立地課長 外国クルーズ船等のクルーズ誘致の話だと思うんですけども、基本は、あそこは貨物港でございませうけれども、いろいろ接岸するためには施設設備が必要なんです。例えば、防舷材ですね。とめる、係船柱。こういう費用もかかりますし、あと入国手続をどうするかと、総合的な検討が必要だと思います。

○西岡勝成委員 深いところのバースというのは、天草の場合、もうあそこしかないんです。新しく港をつくるなんて到底できる話じゃないので、もし利用可能であれば、そういうことも一つの案だと思いますので。

○寺野企業立地課長 参考までに、牛深港には、18年から23年まで、ぱしふいっくびいならず、2万6,000トン級ですか、日本船がとまった実績がございます。

○西岡勝成委員 どこに。

○寺野企業立地課長 沖どめです。

○西岡勝成委員 もう一ついいですか。

中小企業支援策というのは、いろいろ、今回も新しく条例に基づいて支援策をつくっていただいているんですが、これは最終的には請願の取り下げにもちよっとかかってくるんですけども、天草の人口減を見ていると、大体年に1,400～1,500人天草市で毎年減っていく現状なんです。

そういう中で、牛深の日本一の生産量を誇っている水産加工業も人手不足がかなり深刻になりつつあります。生産量はふえているんですけども、どうしても人手が足らなくなってきつつあるので、この前から言ってますように、やっぱりロボットとかそういう機械化を進めることによって——生産量はふえてきているんですよ。これは、和食とか日本料理が世界に広がっているのと一緒に、だし原料として世界に販路が拡大していますので、ありがたいんですけども、ただ、人手不足が深刻になりつつありますので、今後とも、これは要望で結構なんですけど、産学官の連携の中で、そういう機械化を進めて、3K、5Kの部分減しながら事業の効率化を図っていく必要があるんで、燃油のことは、どうにか今燃油が下がってきてますので、いいんですけども、そちらのほうは、ぜひ中小企業支援策でもいろいろ連携をとって進めていただきますように、これはもう要望で結構ですからお願いしておきます。

○山口ゆたか委員長 ほかに質疑はありませ

んか。

○佐藤雅司委員 91ページ、中川課長にちょっとお尋ねなんですけど、MICE等誘致促進事業ということですが、大型コンサート、スポーツイベント等の予定があるということなんですけど、大体大型のイベントとかなんとかは、結構1年ぐらい前からやっていかなならぬわけですが、何か言える範囲で、MICEの事業は……。えらい細かな数字が出ておりますので、つかみじゃないので、何か具体的なものはあるんですか。

○中川観光課長 来年度に向けた新たなお話ということですかね。

まず、大きなコンサートでは、5月で、もう既に多分宣伝を始めていると思います。泉谷しげるの阿蘇のロックコンサート、あれはかなり全国的に集客できるものがございます。あと、大きなスポーツ大会なんかは、毎年これは誘致できております。あと、映画のほうは、まだ固有名詞で出てきておりませんが、1つ今動きがあっておりますのが、NHKからも結構大きな話があっております。

以上のような状況でございます。

○佐藤雅司委員 なかなか大型の結構名のあ大会とかそういうものについては、1年ぐらい前からあれしていかないかぬと思いますので、この時点で何かわかっているかなということですが、いいです。

○重村栄委員 61ページですね。労働雇用課。

ジョブカフェとジョブカフェ・ブランチ、予算が出ておりますが、今のこのジョブカフェ及びジョブカフェ・ブランチの利用状況がどんな状況なのか。それと、ここでうまく仕事についたという状況がどの程度起きているのか、その辺の状況を教えていただきたい

すが。

○松岡労働雇用課長 済みません、25年度の実績で申し上げます。

ジョブカフェくまものほうの来所者が2万3,000人余りでございます。ランチのほうは、相談件数でいきますと、電話、来所いろいろあるんですが、6,600件余り、合わせた数でのいわゆる就職決定をされた方、いわゆるジョブカフェの利用者で就職決定された方が合わせて1,900人余りございます。

○重村栄委員 私が思ったよりも多いなという感じなんですけれども、担当課としては、この利用状況はどんなふうに思っていますか。かなり上々の利用率と思っているのか、まだまだこれじゃない、潜在されてる人から見れば、これじゃまだ少ないよなというふうに把握されているのか、どちらでしょうか。

○松岡労働雇用課長 実際、今景気雇用情勢、全体としてはよくなっているということなんです、このジョブカフェ・ランチ等においてになる若者というのは、やっぱりいずれも、ハローワーク等でいわゆる自力での就職がなかなか難しい、あるいは就職をされても離職を繰り返される、あるいは希望する仕事になかなかつなげて転職等を考えていらっしゃる、いろいろな事情でなかなかハローワークでは個別の対応が難しい方の利用が多くなっているというふうに理解をしております。

来年度、さきの先議で決議をいただきました経済対策で、女性・高齢者等の雇用対策推進員というのをジョブカフェ・ランチに1名ずつ加配、いわゆる10人の増員を予定しております。要は、就職困難者は、個別の相談による支援のほかに、やはり地元で働きたいという御希望をお持ちの方が多数いらっしゃいます。そういった方々がなかなか地元で働

く場がないということもありますので、そういった相談者の特性とか御希望等を踏まえて、地域の事業所での職場開拓ということで、その10人を目いっぱい活用していきたいというふうに考えております。

○重村栄委員 わかりました。多分こういうところに訪ねてくる方は、我々のころは仕事についてもうそこにずっと勤めるものだという感覚があったんですけども、今の若い人は、勤めても合わないとか、自分の希望じゃなかったとか、そんな理由で結構やめる方が多いみたいな傾向を聞くんですけども、その辺はもちろん社会人になる前からのいろんな教育も必要なんでしょうけれども、ただ、それだけ言ってたんじゃなかなかまとまらないので、こういった組織は非常に大事ですし、またこういった取り組みも小まめにやっていただきたいと思いますので、そういったアドバイスをされる方、そういった方をできるだけ配置をしていただいて、きめ細かい取り組みを進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続けて、1ついいですか。

○山口ゆたか委員長 どうぞ。

○重村栄委員 同じページのその下に若者自立支援事業があるんですが、この若年無業者という、このくくりの人の数ってどんなものなんですか。

○松岡労働雇用課長 若年無業者とは、ちょっと定義的に申し上げますと、15歳から34歳までの年齢で、就業だけじゃなくて、いろんな就学等のいわゆる学業にもついていないというような方で、これも実際県内に何人いるかというのは実態調査されたものがございまして、国の推計の調査でいきますと、その対象者の1.2%ということで、県内には4,000

～5,000人ぐらいいるんじゃないかというような推計をしております。

○重村栄委員 これは4,000から5,000人という中ですが、この辺には、俗に言うひきこもりとか、こういう方も含まれるんですか。それとか、例えばフリーターとかアルバイトだけとか、こういう方はどんなふうな扱いになるんですか。

○松岡労働雇用課長 フリーターは、また別でございまして、要は、日雇いの仕事をしている方というのは、またこれも推計なんです。同じ15歳から34歳のうち、その10倍ぐらい、12.9%というような数字もあるようです。

いわゆるひきこもりというのは、ちょっとこれもいわゆる健康福祉部のほうでの所管になってくるんですが、明確なやはりその実態調査がなかなかできてないところもあって、ひきこもりといわゆる若年無業者の線引きというのが非常に曖昧なところはあるんですが、一応定義上は分けて、ひきこもりのほうは、例えば精神保健福祉センターのほうでサポートをする、いわゆる若年無業者のほうは、こちらの若者サポートステーションのほうで対応するというような一応の線引きはやっているとございまして。

○重村栄委員 多分ひきこもりの方のひきこもりの原因の一つに、こういう仕事がいかになかったというのでひきこもりになってしまったというケースもかなりあるようなんですよね。仕事についていけなくて、人間関係がいかになくて離職して、それがきっかけでだんだんだんだんひきこもりになっていったと、そういったケースも結構あるような話を聞きますし、今の答えだと別枠と、別の数字で別枠ということですが、多分いろんな形で関連しているケースが多々あると

思うんですよ。

そういった面では、健康福祉部と連携をしながら、ひきこもりの中にも多分こういった仕事がないからという人も結構いるはずなので、しっかりと連携をとって、こちらはこちらの所管だとか、そういうことも仕事上は出てくるんでしょうけれども、その辺はうまく連携をとっていただいて、一人でもこういう方が減るように取り組みを進めてください。お願いします。

○城下広作委員 関連で。

全く同感で、熊本市も同じような事業をするんですね、今度。これは、自立支援というような形の窓口を設置して、いろいろと。問題は、いじめとかなんとかでずっと学校を休んで、そのまま社会人になって一回も就労してない若者がたくさんいるんです。そういう人を、なかなか就労体験なんていうのは——家から出ないんですよ。誰がその後押しするかと。家族なんかもともとギブアップだから後押しできないんですよ。

かといって、人が来たって閉鎖的で入れないんですよ。仕事につけさせるというのは大変難しいことで、2040年とか2050年問題とか言われて、年金受給者になるとき、親がちょうどいない形で、とうとう就労しないまま年金受給になったときに、結果的には社会保障で面倒見なきゃいけないという大変今深刻な問題で、これを今こういう方をどうするかということで考えているんですよ。だから、これはもう本当、当然国も考えてやっているんですけど、これは根本的に考えておかないと。

だから、本当は、これはもう全て最初はもう学業のときからの問題なんですよ。まず、なぜ働かないかぬかと。納税の義務というのはしっかりと教えないかぬし、働くという就労の責任を持たせないかぬ。教育の段階からずっとやっていかないと、こじれた状態ではも

う手おくれといたしますか、なかなか難しいんですよ。もう家から出ないんですから。誰の言うことも聞かない。

だから、簡単に就労のあっせんをする体験をするといっても、それにかからない人が出てくるとい現実を、最終的にはどこで誰がそういう人たちをずっといくかと。単純に施設に病院にというわけにはいかぬ部分があるし、ジョブカフェなんてまだいいほうですよ。まだ仕事を見つけにくいというふうな、これは全然問題ないです。まだまだ前向きです。

それよりも何よりも、学校を途中で退学して、ずっとひきこもりで一回も仕事についていけない、家から出たことがない、これは本当にいろいろともっと深く掘り下げて、ある程度押していく人は体験とかなんかやらないかぬけど、それでもかからない人間の把握、この辺のことも考えないと、これは大変だと思いますので、これは恐らく連携が必要だと思いますので、ぜひまた。

○松岡労働雇用課長 今御指摘のとおりだと思っております。ジョブカフェでやっております高校未就職者のフォロー事業も、これも今お話あったように、要は、御家族なり本人が、就労のまず意向ですね。そういういわゆる登録をしていただくということが前提になりますもので、そのいわゆる登録までに至らない方、要は、本当に家にもう引っ込んでしまつて、もう世間との関係をなかなか絶つてるといような方々に対しては、今お話のあったように、福祉部門あるいは市町村の関係者とも連携をしてから、そういった就業までサポートできるような支援というのを工夫していきたいと思っております。

○城下広作委員 よろしく申し上げます。

○西岡勝成委員 77ページの(4)ですけれど

も、「食と健康」産業創出支援事業、これちょっと古森課長、説明していただいでいいですか。もうちょっと詳しく。

○古森産業支援課長 産業支援課です。

(4)の「食と健康」産業創出支援事業ということかと思えます。これにつきましては、県で進めております県南フードバレー構想を後押しする目的を持っております。

ここに書いてありますが、農商工連携によるさらなる高度化ということなのですが、農業サイドは、どちらかといいますと、商品の開発と。例えば、何か加工食品をつくり出すとか、そういうものが農業サイドだと思います。それにつきましては、例えば商工サイドのほうにおきましては、そういう食品を加工するに当たっての技術開発という形になります。

具体的に言いますと、例えば太秋柿ですね。あれは非常に高く売れるんですが、年末までもたないわけです。年末のお歳暮シーズンまでもてば高く売れるわけです。ということで、いわゆるいい期間を出荷できる期間を伸ばす、いわゆる熟す期間をおくらせる、そういう技術を開発していくというようなことでやっていくと。そして、そういうものにつきまますコーディネーターを県南を中心に配置しておりまして、そういうものの開発をして販路を開拓していくというような事業になります。

○西岡勝成委員 国のほうでも医療費が増大し続ける中で、生薬とか、そういう健康食品ですか、そういう作物の推進をいろいろ予算つけてやってますよね。私はそういうことかなと思つたんですが、中山間地域では、やっぱり稼げる農業をするためには、そういう高付加価値のあるものをつくっていかないとなかなか稼げる農業になつていかないわけで、人吉あたりでもそういう生薬の取り組みをや

ってますよね。なんか津村順天堂とかなんか
そういうところ、そういうことの意味かな
と、私は勝手に考えてしまったんですけど
も、その辺のことはどうですかね。

要するに、医療費が毎年莫大に増加してい
く中で、食と健康、まさしくそういうサブリ
メントみたいな感じにもなるんですけど
も、生薬とか、そういう開発というか、作物
を主にやるような、まさに農商工連携だと思
うんですけども、その辺に対する何とい
うか予算づけも必要だと思うんですけども、
こういうジャンルじゃないんですか、この
ジャンル。

○古森産業支援課長 商工サイドは、やは
り、単に商品開発ではなく加工技術のほうに
目をつけていきますので、委員のおっしゃ
られましたように、食品につきましては、機
能性ですね。食品の機能性、いろいろ役に立
つという。そういう面の開発支援とか、ある
いはそういうものに絞ったいわゆるマッチ
ング、販路開拓とか、そういうものはこの
中でも取り組んでおりますので、目的とし
ては委員のおっしゃることと同じかなとい
うふうに思っております。

○西岡勝成委員 ぜひウイングを広げてお
願いします。

○山口ゆたか委員長 ほかに質疑はありま
せんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 なければ、これで商
工観光労働部、企業局及び労働委員会の質
疑を終了します。

それでは、付託議案の採決に伴い、環境
生活部が入室するために、ここで10分程
度休憩いたします。再開は、午後2時35
分からいたします。

午後2時22分休憩

午後2時31分開議

○山口ゆたか委員長 休憩前に引き続き会
議を開きます。

ただいまから、本委員会に付託されまし
た議案第36号、第37号、第41号、第42
号、第48号、第49号、第51号から第53
号、第70号から第74号について、一括
して採決したいと思いますが、御異議あり
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認め、一
括して採決いたします。

議案第36号外13件について、原案のと
おり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認めま
す。よって、議案第36号外13件は、原
案のとおり可決することに決定いたしま
した。

次に、付託請願の審査に入りますが、本
委員会で継続審査中の請第34号ですが、
お手元に配付のとおり、請願提出者から
請願取り下げ申出書が提出されてお
ります。

請願の取り下げは、本会議においての許
可になりますが、当委員会では、撤回許
可ということで議長に報告したいと思
いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認めま
す。

それでは、請第34号については、撤回
許可ということで議長に報告いたしま
す。

次に、閉会中の継続審査事件について
お諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会
中も継続審査することを議長に申し出
ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 それでは、そのよ
うに取り計らいます。

次に、その他の報告に入ります。

報告の申し出が、環境生活部から4件、商

工観光労働部から1件、企業局から2件あっております。

それぞれ担当課長から説明を受けた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告1、水俣病対策の状況について、水俣病審査課から説明をお願いします。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課です。

報告事項の資料をめくっていただき、1ページからお願いいたします。

水俣病対策の状況について、前回報告させていただきましたのが9月の委員会でございました。それ以降の状況について御報告させていただきます。

まず、1の主な経緯ですが、11月15日、いわゆる臨水審が開催され、9件の審査が行われました。その後、11月21日に、そのうち8件について環境大臣の処分が行われました。残る1件は答申が保留とされております。

次に、ことしに入りまして、1月13日、国、県、チッソを被告とする国家賠償等請求訴訟が東京地裁に提起されました。原告は1名で、これは440万円の賠償を求める訴訟です。

次に、1月22日、これはノーモア・ミナマタの第2次訴訟ですが、第7陣が熊本地裁に提起されました。これで原告数は計742名となっております。

また、2月5日、ノーモア・ミナマタの東京地裁での追加提訴がっております。こちらの原告数は計32名となっております。

2月16日ですが、熊本地裁に提訴されていた障害補償費の不支給に係る行政訴訟が結審しました。

この裁判は、簡単に申し上げますと、関西訴訟で損害賠償が認められ、その後公健法で水俣病と認定された方が、公健法に基づく補償を請求されました。しかし、さきの損害賠償で損害は全て補填されていると考えられる

ことから、その請求については不支給とする決定を行いました。この決定に対して、その取り消しと支給の義務づけを求めるという裁判です。資料にありますように、3月30日に判決が予定されております。

次に、2月18日ですが、これは、去る2月19日における当委員会で御説明したものが、環境省から公健法の補償に関して運用通知が発出されました。さきの委員会で御報告させていただきましたので、詳細は省略させていただきます。

次に、2の認定業務の状況についてです。

(1)の認定申請の状況について、1月31日現在の認定申請件数は909件となっております。このうち、国への臨水審への申請は30件となっております。

次に、資料の2ページをお願いします。

3の裁判の状況ですが、今し方主な経緯で御報告したところでありますし、また、次のページ以降に各裁判の詳細を記載しておりますので、説明は割愛させていただきます。

水俣病審査課は以上です。

○山口ゆたか委員長 次に、報告2、熊本県水道ビジョンについて、環境保全課から説明をお願いします。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

報告事項の6ページをお願いいたします。

熊本県水道ビジョンについて御報告いたします。

資料は、6ページから9ページでございますが、主に6ページの概要で御説明いたします。

策定までの経緯を6ページ一番下の点線で囲んだ参考部分に記載しております。

昨年9月まで策定委員会で御審議いただき、市町村への説明、パブコメを経て、今回策定するものでございます。

なお、下線を引いておりますが、昨年4月の本常任委員会におきまして、策定作業中ということをお口頭で御報告していたものでございます。

それでは、1の背景でございます。

(1)の表に記載してありますように、平成25年3月、国が新水道ビジョンを策定したことを受けて、県としての水道ビジョンを策定したものでございます。平成16年に国が水道ビジョンを策定した以降に、水道を取り巻く状況が大きく変化をしております。

(2)をごらんください。特に大きな変化あったものに下線を引いております。①と②でございます。

まず、①の人口の減少です。

これまで、水道は、拡張を前提にさまざまな施策を講じてきましたが、これからは給水人口の減少を前提に対応しなければならないという、水道関係者がいまだに経験したことがない時代に入ったということが言えます。

次に、②の大規模災害、特に平成23年3月の東日本大震災の発生でございます。

この地震は、水道にも未曾有の被害をもたらしております。この経験を踏まえ、これまでの震災対策を抜本的に見直した危機管理対策が必要となりました。さらには、施設の老朽化や技術の継承などの問題点等もあり、国は、平成25年3月に、新水道ビジョンを策定しております。

2の策定の目的等でございますが、県の水道ビジョンは、本県の圏域ごとの現状や水需給予測等を分析、評価し、水道整備の方向性等を、主に水道事業者、つまり市町村でございますが、水道事業者向けに示すものでございます。

重点的な実現化方策については、おおむね10年以内の事業着工を目指すこととしております。

申しわけありませんが、9ページの表をごらんください。

ここに詳細を記載しておりますが、右側のほうに、県と事業者、市町村との役割分担及びおおむね5年以内に着手を目指す短期とおおむね10年以内の着手を目指す中長期に分けて記載しております。

お手数ですが、6ページにお戻りください。

3の基本理念等でございます。

(1)の基本理念は、「水の国くまもと」～安全で強靱なくまもとの水を未来へ～としております。

(2)に基本方針を記載しておりますが、安全・安心な水道、災害等に強い強靱な水道、将来も持続する水道としております。

次に、(3)の圏域区分でございます。

申しわけありませんが、8ページに地図を記載しておりますので、ごらんください。

県内の地下水の分布状況や水源の区分、地形の特性や地域性等を勘案した上で、6つの圏域に区分しております。

このうち、天草市から八代市までを含む環不知火海圏域は、関係市町村からの要請に基づき、本県が平成10年に広域的水道整備計画を作成していることから、ビジョンにおいてもこの計画と同じ圏域としております。

なお、詳細版及び概要版ができましたら、委員の皆様にお配りする予定でおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

環境保全課、以上で説明を終わります。

○山口ゆたか委員長 次に、報告3、熊本県産業廃棄物税について、廃棄物対策課から説明をお願いします。

○坂本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

資料10ページをお願いいたします。

熊本県の産業廃棄物税についてでございます。

今議会の総務常任委員会に熊本県産業廃棄

物税条例の一部を改正する条例の制定について付議されておりますが、先ほどの当初予算の説明で申し上げました各事業に税収を活用させていただいておりますので、御説明するものでございます。

まず、1の税制度の概要でございます。

この税は、九州各県と共同で、平成17年度から、循環型社会の形成に向けて法定外目的税として導入されたものでございます。最終処分される産業廃棄物1トン当たり1,000円を排出事業者課税しております。

次に、2の決算の状況でございます。

税収は、おおむね1億5,000万円前後で推移しており、表の合計の欄になりますが、税導入後9年間の税収合計は14億2,600万円余、歳出合計は12億7,000万円余となっております。税収は、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制、再使用、再利用、その他適正な処理の促進を図るための事業に充当しております。

3のこれまでの成果でございますが、(1)になりますが、平成16年度と平成23年度を比較いたしますと、排出量は2.4%の減、再生利用率は5%の増、最終処分量、これは埋め立てになりますけれども、ほぼ半減という形になっております。使途事業の主な実績については、(2)の記載のとおりでございます。

4の今後の対応でございますが、税導入前と比較して最終処分量は半減し、その後もほぼ横ばいで推移しており、引き続き当該税を活用し、排出抑制、再使用及び再生利用を進める必要があるなどの理由によりまして、平成31年度を目途に見直す規定を設けた上で、現行制度を引き続き維持することとしております。なお、九州各県も継続する予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○山口ゆたか委員長 次に、報告4、熊本県

女性の社会参画加速化戦略の策定について、男女参画・協働推進課から説明をお願いします。

○大谷男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

熊本県の女性の社会参画加速化戦略について報告させていただきます。

まず、お手元のパンフレットの裏面を見ていただきたいと思っております。

本県では、女性の活躍推進に関する国の動きと連動いたしまして、産学官による熊本県女性の社会参画加速化会議を平成26年の8月に設立いたしまして、都道府県レベルでは初めての熊本県女性の社会参画加速化戦略を策定いたしましたので、概要を報告させていただきます。

次に、パンフレットの1枚目をちょっと開いていただきまして、その右のページの2段目でございますけれども、女性の社会参画を取り巻く現状と課題という項目がございますけれども、女性の社会参画を取り巻くさまざまな現状や課題について、出産、育児に伴う女性の退職が多いこと、役員、管理職への女性の登用がおくれていること、固定的性別役割分担意識が根強く残っていることの3つの視点から問題の明確化を図っております。

さらに、4ページの見開きをあけていただきたいと思っておりますけれども、これらの3つの課題に対応するための取り組みの方向性と取り組みの事例や支援事例を折り込んだアクションプランを示しております。

基本的な考え方は、企業が変わる、女性・男性が変わる、社会が変わる、これにより、女性が活躍できる環境に熊本が大きく変わるということを大きな目標に掲げております。そして、アクションプランは、関係団体や企業が自主的に可能なところから着実に取り組みを進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○山口ゆたか委員長 次に、報告5、阿蘇採石場の終掘に向けた取り組みについて、産業支援課から説明をお願いします。

○古森産業支援課長 産業支援課です。

阿蘇採石場の防災対策事業につきまして、先ほどの平成27年度当初予算の中で説明しましたが、終掘に向けたこれまでの取り組み及び今後の計画について御報告します。

お手元の阿蘇採石場の終掘に向けた取り組みについての資料、こちらを1枚めくっていただき、右のA4横の写真をお願いします。

阿蘇白雲山荘をバックに、左側の村本建設工業、右側の島村組の2社が操業中です。その右側の南九州砕石と阿蘇町営砕石場は終掘しています。

それでは、資料の1ページをお願いします。

1の経緯ですが、発端は、島村組から採取区域を拡張したいという協議がありました。県では、阿蘇の自然景観を守る観点から、庁内のPT会議で検討し、対応方針を決定しました。

(1)の平成24年度申請への対応については、拡張計画を認めず、拡張計画によらない防災対策等を検討する、(2)の終掘に向けた対応については、平成28年末までの終掘協定に基づき、2社の平成28年末の終掘に向けて取り組むこととしました。

参考で記載していますが、昭和54年に、阿蘇地域が国立公園特別地域になり、新たな砕石はできなくなりました。既に操業中の5社は既得権が認められました。このうち2社は県と終掘協定を締結し、平成16年度までに終掘しました。その後、1社が平成16年度末に自主的に終掘しましたが、今回の2社は、平成14年3月に地元と終掘協定を締結し、現在に至っております。

このような中、平成24年7月に阿蘇で大水

害が発生し、地元には防災面の不安があることがわかり、地元説明会を開催するとともに、庁内PT会議で検討を重ねました。その結果、防災面から3つの課題が整理されました。

1点目は、直壁面の安全性です。

村本建設工業の現場は、直壁になっており、これをベンチカットしようとするれば、平成28年末の終掘には間に合わないことになります。このため、直壁を残さざるを得ず、この安全性を確認しなければなりません。

2点目は、最上部からのベンチ形成と作業道の修景です。

お手数ですが、資料の最後のページをお願いします。

写真の左側の黄色で囲んだ部分が作業道になります。地元は、表土が崩れたり作業道からの水が左側の谷に流れ込んで土砂が落ちるといった不安を持っています。

3点目は、貯水池の埋め戻しです。

下側の朱色で囲んだ部分が貯水池です。約40万立米の大きな穴で、ここに水がたまって崩壊することを地元は大変恐れています。

これらの3つの課題をクリアすれば、地元と合意できる可能性があることがわかり、検討に入りました。

再度資料の1ページに戻っていただき、2の平成25年度から26年度の取り組み状況をお願いします。

(1)の課題1への対応は、採石場のボーリング調査や観測調査などを行った結果、かたい岩盤が入っており、直壁面の安全性は確認できました。

(2)の課題2への対応は、業者への指導を強化し、認可期間を4カ月に短縮し、週1回の現地指導を行っています。

2ページをお願いします。

(3)の課題3への対応は、関係部局で終掘時の防災対策を検討しました。終掘後の維持管理については、阿蘇市の同意が得られまし

た。

(4)の地元地区説明会ですが、関係者と協議の場を設定し、地山の変動状況の説明や地元との合同パトロール等を実施しました。

(5)の阿蘇砕石問題検討PT会議ですが、今後の対応方針を決定いたしました。

(1)の直壁面の安全性については、地質調査の結果、安全性を確認、(2)の最上部からのベンチ形成と作業道の修景については、引き続き業者への指導を強化、(3)の貯水池の埋め戻しについては、全て埋め戻し、貯水池の外に排水路を設置し、下流河川に雨水を流下させる、埋め戻し、排水路整備の事業主体は、県及び阿蘇市としました。

作業の工程につきましては、先ほどの最終ページを再度お願いいたします。下段が終掘に向けた工程表です。

平成28年の赤い点線は、終掘予定の平成28年12月です。平成27年度は、詳細設計と水田部の排水路工、平成28年度は、林地の排水路工を行います。終掘後の平成29年度以降に貯水池の埋め戻しを実施します。市道の側溝については、阿蘇市が平成29年度以降着手する予定です。

次に、資料の2ページに戻っていただき、3の平成27年度の取り組み計画です。

(1)の課題2への対応は、引き続き業者への指導強化を行います。

(2)の課題3への対応は、防災対策工事の詳細設計委託と水田部の排水路工を実施いたします。

(3)の地元地区説明会、(4)の阿蘇砕石問題検討PT会議は、引き続き開催してまいります。

産業支援課は以上です。よろしく申し上げます。

○山口ゆたか委員長 次に、報告6、熊本県企業局経営基本計画(第4期)の案の概要について、報告7、荒瀬ダムの撤去について、企

業局から説明をお願いします。

○五嶋企業局次長 企業局でございます。

熊本県企業局経営基本計画の第4期の案の概要につきまして御説明いたします。

報告事項の企業局分の資料の1ページをお願いいたします。

現在、企業局では、企業局が行っております電気、工水、駐車場の3事業につきまして、経営の基本となる方向性を定めた経営基本計画の第4期計画の策定を本年度末を目途に進めております。

つきましては、計画の内容が大方固まりましたので、内容について御説明いたします。

まず、資料の左上をごらんください。

策定の背景でございます。

企業局では、各事業を取り巻く環境の変化や経営課題に対し適切に対応できる経営体制を整備し、県民の福祉の増進を図る目的で、平成14年度以降、熊本県企業局経営基本計画を策定しております。

現在の第3期計画が今年度で終了しますことから、今後も公営企業としての役割を果たしていくため、経営の健全化、効率化等経営基盤強化に取り組み、計画的かつ透明性の高い経営の推進を図るため、引き続き第4期計画を策定するものでございます。

表の右上をごらんください。計画期間でございます。

計画期間としましては、これまでと同様、平成27年度から平成31年度までの5カ年間としております。

次に、第4期計画の基本的な考え方を示しました経営基本方針でございますが、資料の中央上をごらんください。3点掲げております。

まず、1の経営基盤の強化でございますが、経費の削減や施設の効率的な運営による収益の増大を図りますとともに、3事業の継続推進に必要な人員を計画的に確保するな

ど、組織・配置人員の適正な管理を行うこととしております。

次に、2のアセットマネジメントの推進でございますが、老朽化が進む施設設備の更新、改修を着実に進めますとともに、更新、改修等の計画を策定し、資産の適正な維持管理を行うこととしております。

さらに、3の県民・地域との連携・協調でございますが、地域のニーズに応じた支援や情報提供の強化を図り、県民、地域との連携、協調を推進することとしております。

次に、各事業について主なものを説明いたします。

表の左側に各事業を取り巻く環境の変化、中ほどに事業ごとの課題、その右側にこれらを踏まえた各事業の取り組み内容を記載しております。

まず、電気事業につきましては、取り巻く環境としまして、主力発電所である市房第一、第二、緑川第一、第二発電所の老朽化や電力システム改革の動きがございます。

このため、課題ですけれども、安定した電力量の確保のため、水力発電につきましては、施設設備の更新、風力発電につきましては、故障による停止時間の短縮を行う必要があります。

また、電力システム改革への対応や、現在取り組んでおります荒瀬ダム撤去につきまして、安全、環境に配慮して、平成29年度までにダム本体撤去を完了する必要があります。

このようなことから、計画としまして、電気事業におきましては、主力4発電所の水車発電機等のリニューアルに取り組み、リニューアル後は、固定価格買い取り制度、いわゆるFITに移行する予定でございます。

また、発電量の安定化対策に取り組み、経営基盤の強化を図ることとしております。さらに、荒瀬ダム撤去につきましては、コスト削減など着実な資金の確保に努め、平成29年

度までの撤去完了に取り組みます。

次に、工業用水道事業でございますが、取り巻く環境としまして、施設の老朽化が進み、耐震化等の対策も必要になっております。また、産業構造の変化や水の効率的使用の進展によりまして、工業用水の需要が減少しております。

次に、課題ですが、有明、八代の両工業用水につきましては、多額の累積欠損金を抱えており、財務状況の改善が必要でございます。また、安定した給水の継続には、老朽化した施設設備の更新も不可欠であります。

このような状況から、計画としまして、引き続き工業用水需要の開拓や経費の削減に取り組むとともに、全ての施設設備につきまして更新・改修計画を作成し、計画に沿って更新・改修工事の着実な実施に取り組むこととしております。

最後に、有料駐車場事業ですが、取り巻く環境としまして、郊外型大型ショッピングセンター等の増加による熊本市中心市街地の通行量の減少があります。その一方で、桜町花畑地区の再開発による活性化が期待されております。

このような状況の中、課題としましては、利用台数が回復傾向にはあるものの、さらに拡大の余地がございます。また、一部の設備では、老朽化による更新が必要となっております。

そこで、計画としまして、駐車場の運営に指定管理者制度を導入することで、民間ノウハウを活用して、よりよいサービスの向上や、さらなる利用台数の増加に取り組みます。また、エレベーターなどの一部の老朽化した設備につきまして更新を行いまして、安全で快適なサービスの提供に努めてまいります。

第4期基本計画案につきましては以上でございます。

引き続きまして、荒瀬ダム撤去に関する取

り組み状況について御報告いたします。

2ページをお願いいたします。

1の前回報告以降の取り組みについてでございます。

(1)の施工内容ですが、主なものを4つほど記載しております。

まず、本体ですが、1月26日以降、下の図に薄い赤で示しております⑤から⑦の部分につきまして、3月4日までに発破作業を完了し、順次コンクリート殻を撤去しております。

次に、ダム上流部に残存しておりました建設当時の止水コンクリート擁壁を撤去しております。撤去したこれらのコンクリート殻は、大部分を導水トンネルに埋め戻しております。それから、施工ヤードとして使用しておりました上流部を流路を切りかえるために掘削しております。

(2)の撤去状況ですが、ただいま説明しました施工内容を写真で説明したものでございます。

まず、本体の撤去状況です。

上段の写真ですけれども、上の図の⑤の部分の撤去状況でございます。水面下約4メートルのものと岩盤まで掘り下げております。下段の写真は、⑦の部分で、3月4日の発破後の状況です。これで今年度の発破作業が完了いたしました。

次に、3ページをお願いいたします。

上段の写真は、ダム上流部の残存コンクリート止水壁の撤去状況でございます。深さが約4メートル程度ございましたが、無事撤去することができました。

次に、中段の写真ですけれども、これは導水トンネルの埋め戻し状況でございます。

それと、下段の写真は、流路の切りかえ状況でございます。今月末には、ここに流路を切りかえます。

次に、4ページをお願いいたします。

2の今年度の進捗状況について説明いたし

ます。

上段の写真は、平成26年4月時点の下流から見た写真でございます。今年度は、計画どおり、白い四角で囲んでおりますが、洪水吐きゲート3門、門柱上部2基、右岸みお筋部の撤去を行っております。

最後に、下段の写真ですが、これはイメージ写真でございます。今年度の工事完了後は、このように川の上下流がつながる予定です。

引き続き、安全や環境に十分配慮して、荒瀬ダムの撤去を確実に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○山口ゆたか委員長 以上で報告の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思いません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 最後に、その他に入りますが、委員の先生方から何かございませんか。

○橋口海平副委員長 済みません。要望させていただきます。

今回、世界女子ハンドボールの予算が計上されておりました。今から多分ラグビーのも上がってくると思います。ラグビーも、ハンドのほうも、ぜひ、その現地に行って、視察、勉強を、県だけじゃなくて、市とそれぞれの協会というものも行っていただきたいと思っております。

特に、ラグビーに関しては4年に1回なので、2015年の世界ラグビーワールドカップが最後になるかと思っておりますので、よろしく御願いたします。

○城下広作委員 関連で、県民百貨店が閉店し、いよいよ3月末には交通センターもなくなると。ここにおられる1店舗1オーナーの

方々も、なかなか先がまだ決まっていなくて、どういう形で経営をするか。一部では、新しくつくったところに戻れるという話もされているらしいんですよ。ところが、その確約もまだ曖昧で、本当は戻りたい、この場所でまたやりたい、また、お客さんもそういうふうに要望をしているという声もあるということで、経営者の方とお会いする機会がありました。

どこまでできるかわからない、またメインは熊本市なんでしょうけれども、この一連の流れの中でも、全く、県民百貨店がつぶれることによってどうこうと、就労のことは当然別の角度でありますけれども、非常に心苦しいなということと、ここの周辺で暮らしをされている、いわゆる日々の生活用品を買われる、食品を買われる方は、中心の非常に便利のいいバスで買い物に来られる、特に高齢者は行き場を失うという。

大変、やっぱり多分3月以降に、現実にはそういう問題に直面して、ちょうど南熊本は、もう1つ旧ニコニコ堂跡地のあのスーパーも、サニーですか、あれもなくなるんですよ。だから、あの辺は、非常に高齢者の買い物難民というような形がだんだんだんだん具体的に深刻になってくるんですよ。この辺は、市もそうですけれども、県も、県民という角度で、どういう形で支援をできるかと、これはしっかりやっぱりサポートしてあげなきゃいけないと思います。

それと、交通センターの経営者の方もおられまして、やめるというふうになったら次の仕事をあつせんしますよと、パソコンを習ってくださいとか、いろんな形の分の話があると。もう60を過ぎて、洋服を一生懸命売った人が今からパソコンを習って、何の仕事につくんですかということまで現場でたくさん言われました。それもそうだなと思いました。

非常に熊本を象徴する大事な位置、ある意

味では中心市街地の一つの大きな商業施設がなくなるということで、影響はかなり今からが本格的に出ると思います。この辺を本当に市とよく連携をとって、県ができることという形でもかかわっていただきたいなというふうに思います。誰か部長でも何でも、一応何かそういう気持ちの分で。

○高口商工政策課長 県民百貨店、それからセンタープラザの今後の対応ですが、今委員おっしゃったように、2月末で百貨店が閉店し、それから今月末でセンタープラザが閉店いたします。

2つ問題があるというか、3つあるんですかね。従業員の方々の再就職問題、それからそこに入ってらっしゃった皆さん方の店舗をこれからどうするのかというお話、それから、3つ目は、あの地域での買い物をどうするのかと、この3つが大きな要因かなというふうに思っています。

この百貨店問題のことが起きました昨年8月から、県、市、それから労働局、商工団体、関係機関で連絡協議会をつくって、一緒に今取り組みをやらせていただいております。再就職の支援も、百貨店が閉店したこれからの正念場になるというふうに、この前部長も答弁しておりましたけれども、本格化していくものと思っております、そこはしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

県のほうでは、そういう再就職を希望される方々のいろんな相談とか、それから、どういうふうに、例えば履歴書を書くことそのものも知らないような方々が多かったものから、そういった方々向けのセミナーをあてるサロンというものを今桜町のほうにも臨時の拠点を置きながら対応をさせていただいていまして、現在約120名ぐらいの方がそちらに登録をさせていただいております。

こういった方々には、このあてるのほうか

らきちっといろんな情報を流しながら、あるいはセミナーの御案内をしながら対応していきたいと思っておりますし、基本的には、これから、退職された方、あるいは解雇された方々で、仕事をされたい方はハローワークのほうに登録をされると思いますので、こちらを労働局と一緒にきちんと数字を見ながら、関係機関と連携しながら支援をしていきたいというふうに思っております。

それから、店舗の皆さん方の移転等については、いろいろ関係団体でつくっております臨時相談窓口のほうにも、移転先を考えているんだけど、その金融支援はどうだろうかというふうな御相談があっている事例もございますし、熊本市のほうでは、そういった中小企業の方々が、どこか新しいところに店を移すことについては、補助制度もつくって対応するようにしておりますので、県のほうとしても、そこら辺を市と連携しながら、いろいろ、私どもの持っている、例えばよろず支援拠点とか、いろんな支援機関とも連携させながら、支援をしていきたいというふうに思っております。

それから、最後のいわゆる買い物の場所の問題ですが、これは非常に難しい問題だというふうに思っております。まずは、熊本市がどういうふうに——3年後には、また新しく再開発ビルの中にそれなりのものが入っていくだろうと思っておりますが、それまでの3年間の期間どういうふうにサポートしていくのか。市のほうといろいろと意見交換はさせていただいておりますけれども、そこら辺も見ながら、今後とも県としてもできる支援をしっかりとやらせていただきたいというふうに考えています。引き続きよろしくお願いいたします。

○山口ゆたか委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これもちまして第10回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午後3時10分閉会

○山口ゆたか委員長 なお、本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、橋口副委員長を初め各委員の皆さんにおかれましては、所管いたします経済環境常任委員会の活動を進めてまいりました。委員各位におかれては、県政の課題をしっかりと捉えた熱心な御審議を賜り、本当に感謝いたします。また、執行部の皆さんにおかれましても、常に丁寧な御答弁をいただいたのではないかとこのように感じております。

本年度をもって勇退されます谷崎環境生活部長、村山環境局長、そして真崎商工観光労働部長、企業局古里企業局長、そして労働委員会事務局の橋本審査調整課長様におかれましては、今後とも県政発展のためにお力添えをいただきますことをお願いしつつ、これまでの御労苦に対して感謝いたします。

最後になりますが、各委員、執行部の皆様の今後ますますの御活躍と御健勝をお祈りしまして、簡単ではございますが、委員会最後の御挨拶とさせていただきます。

1年間ありがとうございました。

続きまして、副委員長から一言御挨拶を申し上げます。

○橋口海平副委員長 この1年、山口委員長のもとで委員会運営に努めてまいりました。委員各位には、御指導、御鞭撻まことにありがとうございます。また、執行部におかれましても、真摯に御対応いただき、ありがとうございます。

今後とも、皆様方とともに、県政発展に頑

張っていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。1年間大変お世話になりました。

○山口ゆたか委員長 それでは、以上で終了いたします。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

経済環境常任委員会委員長